

令和7年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和7年6月16日（月曜日）午前10時0分 開会

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也
9 番 成 重 博 文
10 番 松 本 博 彰
11 番 河 野 徳 久
12 番 安 東 正 洋
13 番 北 崎 安 行
15 番 菅 健 雄
16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（1名）

14 番 河 野 正 春

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 塚 栄 彦
総括主幹兼議事係長 水 田 健 二
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子
推 進 員 清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 安 田 祐 一
市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長 田 染 定 利
市参事兼子育て支援課長 水 江 和 徳
市参事兼人権啓発・部落差別解消推進課長 後 藤 史 明

市参事兼農業振興課長 川 口 達 也
市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長

首 藤 賢 司
市参事兼建設課長 馬 場 政 年
財 政 課 長 伊 藤 昭 弘
地域活力創造課長 小 野 政 文
税 務 課 長 瀬 々 信 吉
市 民 課 長 田 中 良 久
保 険 年 金 課 長 佐々木 真 治
健 康 推 進 課 長 近 藤 直 樹
環 境 課 長 塩 崎 康 弘
商 工 観 光 課 長 井 上 重 信
都 市 建 築 課 長 近 藤 保 博
上 下 水 道 課 長 近 藤 毅
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

奥 田 浩 中
会計管理者兼会計課長 山 田 英 彦
選挙管理委員会・監査委員事務局長

古 澤 英 彦
農業委員会事務局長 東 本 久
消防長 山 田 幸 茂

教育委員会

教 育 長 河 野 潔
市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己
文 化 財 室 長 河 野 典 之
学 校 教 育 課 長 上 家 誠 夫

総務課 課長補佐兼総務法規係長

矢 野 裕 治
主幹兼秘書係長 齋 藤 恭 子

○議長（北崎安行君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭であります。

私の政治信条は、市民の利益第一を貫いて粘り強く頑張ることですが、今日は一般質問ですので、私は一般質問については、広く市民の声を市政に反映させたいと、やるかやらんかは市長次第ですけどね。

それで、私は毎回、一般質問の前には宣伝カーを出して、取り上げてほしい案件があったらお知らせくださいと。今回は4日続けました。初めてです、4日やったのは。多くの方から貴重なご意見がたくさん寄せられましたけれども、質問時間が1時間という制限がありますので、多くはやりませんが、大事な点、今回は6項目で16点の質問です。

最後まで全部答弁を聞きたいんで、質問もしたいんですが、そのために、議長にお願いをいたします。2項目めに、物価高から暮らしを守る項目で8項目の質問を出してるんです。これ長くなりますのでね、これを最後に持っていきたいのでご了承いただきたいと思います。議長、いいですかね。

○議長（北崎安行君） 許可します。

○16番（大石忠昭君） はい、ありがとうございます。

それではですね、最初は政治姿勢についてであります。

これは、どういう質問をするかということは、質問通告の段階では、はっきりしていなかったんです。というのは、市長が3期目の就任にあたって所信表明を述べるから、そのことを聞いて、二、三点質問をしたいということで、聞いたその日のうちに総務課長にはお伝えしております。3点です。それで、なるべく簡潔に答弁をしてもらったと思います。

私はですね、聞いておりまして、3期目の重点施策についてはですね、1期目と2期目と同じです。同じが悪いと言ってるんじゃないんですよ。それは人口増施策と新たな観光振興施策ですね。これが悪いと言ってるんじゃないんです。これをですね、やっぱり本当の市民の期待に応えてですね、市長は市民の暮らしを守るためにも、新たな観光振興についても、いろんな面で頑張っていることは承知しております。

その上に立ってね、私は今回、3点提案をします。で、答えていただきたいんです。もう長く要りませんけどね。

1つは人口増施策です。

これまでも多くの実績を上げていることはもう何度も市長から説明があるけども、市長の説明以上に私も実感しております。いいですね。

それで3月議会については、子育て支援策についても評価をいたしましたが、それでも子どもを育てるには経済的負担が大変なんだから、今すぐでないでもいいから、今後、新たな子育て支援対策を取り

組んでもらいたいということで、全国のことも紹介しながらですね、私は修学旅行費の無償化や放課後児童クラブの無償化、そして、高校の給食は無償化になったけど、今度は教科書についても無償化をと、全国かなりのところで始めようとしておりますので紹介しました。

そしたら、市長はあの時に、いろいろの課題を提言されたけれども、これについては今後検討してまいりたいという、一言で言うなら、前向きの答弁があったと思うんです。それは評価をしております。

それではですね、今度の所信表明では、放課後児童クラブと放課後等デイサービスについても、無料化にするために積極的に検討するという答弁がありました。これも評価です。

これについてもですね、市民の皆さんも関心を持っておりますので、いつから、どういう事業について、どの部分を無料化するというのか、その保護者負担について具体的に述べてもらいたいのと、私はさらにですね、小中学校の修学旅行費や高校の教科書の無償化など、まだまだ子どもを産み育てていくためには、経済的負担が大変だと思いますのでね、これもそういうような、やっぱり子育て世代からの生の声に応えるようなね、施策を新たに取組んでもらいたいと思いますが、その姿勢について、見解を求めます。

2つ目の問題は、移住・定住対策で人口を増やすことで、私はですね、空き家が増えていますのでね、空き家の有効活用で何とか補助金の増額などを検討できないかというところが質問の趣旨なんです。

市長は、所信表明では、真玉に今、建設中の第2期の移住促進のための無償宅地を早期に完成すると、その後のことも述べているんですよ。その後は、まだ引き続きこの無償宅地を造るために、候補地も積極的に探していくと述べているんです。それを探すなどとは言いませんけどね、私は3期目についてはね、2期目の実績を見てからでもね、検討しても遅すぎはしないんじゃないかと思うんで、また、急ぐのはね、ずっと私も今度も宣伝カーを4日間回ってみてもね、空き家が本当に多いです。今、ちょっと補修をすれば、あと10年、20年使えるんじゃないかな、もったいないという住宅はかなりあります。これは、周辺部だけでない中心部にもありますわね。これについてね、私の知り合いが、今度、東京から帰ってきて高田に住んでおったんだけど、国東に移住したんですよ。なぜかって言ったら、国東のほう

が高田よりも、空き家を購入しても購入の補助金が出る、改築の補助金が出るからちゅうことでもう行ってしましまして、非常に残念なんです。

私なりに県下の状況を調べてみましたけれども、高田の場合もあれだけのパンフレットを作って移住対策に取り組んでおりますけれどもね、この、私が提案している、まだまだ改修すればもう10年、20年使える空き家がたくさんある。

これにね、補助金制度を拡充すれば、これもう移住者だけでない、高田に住んでいる方もあの空き家を買って、ここを改修して住みたいという人もおればですね、喜んでもらえると思いますし、それは入居者だけじゃなくて、その所有者についても助かるんじゃないかと思うからね。

これも今やるかやらんかじゃなくて、そういうことも検討するという、そういう市長の姿勢を持ってもらったら、もっと人口増対策につながるんじゃないかと思って提案をいたします。

それから、3つ目の問題が大事なんです。これは市長が——私は市長のアイデアはすごいと、私以上にね、市民の暮らしを守りたい、高田を発展させたいと、30年の県議会議員の経験も生かしてやっているということは認めます。それでもね、それは私もそうですよ、何ぼ私がいいことを考えても、私の言うことが何もかも100%いいなんて思っておりません、自分自身は。

やっぱり私は、政治の主人公は市民だと思うんですよ。だから、市長もアイデアは幾ら立派であっても、市長としてこういうことを考えるか、担当課だけでなく、課長会でも提案してですね、もっと検討してくれんかと、市民はこれでどう言うだろうかなあと、もっともっと主人公である市民の意見を聞いてですね、市民に応え、願いに応えるような、同じ事業、新たな事業をやるには、投資効果が本当に何倍も何十倍も発揮できるような事業をやってもらいたいんですよ。

例えば、観光振興でも、夷の観光振興の拠点整備を造ると言いましてね、今度の議案質疑で15億円だということを聞いてですね、私も実は10億でもびっくりしたのに、15億円ということでびっくりしたんですよ。

そういう問題なども含めてですね、あるいは、田染の温泉開発についても、私は何でも反対はいたしませんから、そういう事業については計画の段階から、市長としてこう思うんだけど皆さんどうなんか

と、もっといいことがあったら知らせてくれと、専門家や地元の皆さんや市議会議員の代表なども含めて対策委員会を持つなどしてですね、広く市民の声を取り上げて、市長のアイデアをさらに生かして、さらに高田をよく発展させていくと、そういう政治姿勢で臨んでもらいたい。

職員を大事にしてもらって、職員で意見があればどんどん言ってくれというようなね、3期目の市長になってももらいたいと思いますが、3点の提言をいたしましたので答えてください。

以上です。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 3期目の政治姿勢についてお答えします。

ご案内のとおり、全国的に少子高齢化、人口減少が大きな問題となっております。先日の報道では、令和6年に生まれた全国の子どもの数は68万6,061人で、統計開始以降初めて70万人を割り込み、全ての都道府県で、その前年と比べ出生数が減少したとのことであります。

また、国立社会保障・人口問題研究所が、令和5年に公表した将来推計人口によりますと、大分県の人口は、令和6年時点で108万5,000人となっておりますが、令和32年には84万1,000人に減少するとされています。また、本市の人口においては、減少幅は他市に比べ緩やかではありますが、令和32年に約1万5,900人になると推計されております。

こうした推計結果等を見ますと、このままでは将来にわたって、今と同じ元気を維持できるとは思えません。国も地方自治体も避けては通れない問題に直面しております。人口が減少すると商店街は寂れ、地域の担い手もいなくなります。また、子どもが少なくなれば、学校も当然なくなります。地域はさらに衰退してまいります。

私は、市長就任時からこうした危機感を持ち、1期目、2期目も人口減少対策を最重点課題として、市政発展には人口増が最も重要であると考えてきたところであります。地域の活力は人を市政の基本方針に掲げ、子育て支援の充実をはじめとする人口増施策に取り組んでまいりました。

提案理由の中で私の所信を申し上げましたように、3期目の市政運営におきましても、引き続き、地域の活力は人という考え方の下、人口増施策と他の地域にはない地域資源を磨き上げ、交流人口を増やし、人口増へとつなげる新たな観光振興を柱に、高齢者

に優しいまちづくり、物価高騰への対策や各種産業の振興などに対し、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

特に人口増施策でございますが、新たな子育て支援策といたしまして、子どもを産み育てやすい環境を整えていくため、放課後児童クラブの無料化と心身に障がいのあるお子さんが、社会との交流促進や適応訓練等を行うための放課後等デイサービスを無料化できるよう検討したいと考えております。実施時期については、できるだけ早く実施してまいりたいと思っておりますが、受入先や内部での協議も十分行方中で進めてまいりたいと考えております。

また、議員からの子育て支援策や定住施策について各種のご提案がありましたが、いろいろな施策には財源がセットになります。当然、補助率等を考えて、選択をしなければならないと思っております。そういう意味で、有効な施策は内部でしっかりと議論しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

とりわけ、子育て支援におきましては、国や他の自治体でも具体的な子育て支援の議論が進められており、県内他市も本市の子育て支援と同様の動きを見せております。さらに一步先へと人口増に向け、全力で取り組む所存でございます。

なお、今年度の具体的な取組で取り組んでまいりたいと考えている事業でございますが、今回の補正予算に敬老会補助金及び敬老祝い金の増額、地域の活性化を図るため、田染地区に温泉の検討、夷地区の観光拠点施設の整備に向けた基本設計や第2期真玉地区分譲宅地の整備に係る予算などを提案させていただいております。こうした施策には財源がなければ実施できませんので、しっかりと財源を確保しながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましても、今後に向けて公約に掲げてまいりました各種施策を着実に実行できるよう、議論を行いながら進めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議長、今、私は市長3期目にあたってですね、3項目の質問をしたつもりなんですけどね。一般質問する場合には聞き取りということで、どういう質問をするかということ、前もって課長に私から説明する方法を豊後高田は取ってお

ります。その時にも、私が今、3点質問した趣旨を述べておりますし、また、みんなの高田の今週号についても、その3点については述べて文章化してあるんですね。

だけど今の答弁、市長が選挙の時にも実績、実績、実績宣伝やったですわね、悪いことじゃないよと、自分がやるんはいいいんですけど、もう同じでしょう、所信表明でも、あるいは3月議会でもずっと自分の実績というのを、私たちはもう飽くほど聞いてきたんですよ。

むしろ私がね、市長はこうなんだということで実績宣伝するのは、それは聞いたほうが、ほう、そうかい、大石さんあんたまで褒めるんかいと、佐々木市長たいしたもんだと、これ効果がありますよ。だけど自分がね、そげえ自分でやった、やった、やったということじゃなくてね、私がやった3点目が大事なんですよ。3点目に一言も触れんちゃどうということなんですか、議長どう思いますか。もう1回答弁させ代えさせてください。

3点目のところですよ、答弁してないじゃないかと、もう1回前に（聞き取れず）。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

（○16番（大石忠昭君）答弁漏れでしょう。）

今、指名しました。

（○16番（大石忠昭君）答弁漏れでいいですか、議長）

（○市長（佐々木敏夫君）答弁漏れじゃない）

（○16番（大石忠昭君）3点目のことについて答弁がなかったんじゃないですかということなんです）

答弁はありました。

（○16番（大石忠昭君）答弁がありましたか）

はい、私はそのように理解しております。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 今、私が答弁したように、各種議論について、施策にもついて、財源をセットに考えて将来を取り組んでいくわけで、一つ一つの問題で議論は十分それでできておるものと思っております。

そして先ほど、議員さんの友達が高田に移住してきて、国東に行ったという、こういう問題についてもありますが、これから（○16番（大石忠昭君）違うっちゃ、3点目。3点目のところなんです。3点目のところ）25年後は国東市は（○16番（大石忠昭君）3点目のことを言ってるんですよ、議長、議事整理してください。時間がもったいないから、議長、

整理してください) 国東市は人口は60.7%減少します。

子育て支援や移住定住対策が他市のほうが優れておるという間違った発言をしておりますので、国東市は25年後は60.7%人口が減りますし、(○16番(大石忠昭君) そんな議論はしてない) 今の2万6,232人から1万4,119人になるという統計が出ております。

そういう意味では、豊後高田市は大分県4市に続く位置づけで、減少率は最も少ない地域とされております。そういう意味で、これからの取組についても、議員さんたちの意見も十分反映させながら、議論し、財政とにらみっこしながらやっていくつもりであります。

また、香々地の夷の対策、そして田染の温泉施設、こういうものには全て費用対効果を考えながら、しっかりと取り組むつもりであります。市の大きな財政負担には至らないと考えております。ご理解のほどお願いします。

○議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 議事進行ですよ。議事進行で時計止めてください。

大事な問題。今、市長の答弁が11分37秒かかったんですよ、合わせてね。私は冒頭申し上げていましたようにね、市民から貴重な意見を寄せられておまして、全部市長に伝えたいんですよ。それで、整理をして質問するつもりですよ、あともう本当に簡単にしますけどね。

その質問に答えてないから、議長にね、答えさせてくれとお願いしたら、答えておると言った。私が3点述べた中で3点目答えてないでしょ。議長、答えたと思いますか。今の答弁は何ですか。そんなことを聞いてますか。市長が今述べたようなことを。そんな議論を私はしてないですよ。3点の趣旨を見てください。3点の趣旨に答えてね——答えるべきでしょ。その辺、私の質問に答えさせてくれませんか。質問した部分について答えさせてください。休憩取って、休憩取ってやってください。私は聞き取りのときも、はっきりしちよるんだから。答えてさせてください。

○議長(北崎安行君) 16番、大石議員に申し上げます。

大石議員の発言の中で広く意見を聞いて、職員からの提言を受けるように提言をしたらという、3点目は意見だったと思いますが、先ほど、市長の答弁で最後のほうで、議論を行ってから進めてまいりた

いと思いますという答弁がありましたので、答弁をしたように議長としては解釈をしております。

発言を続けてください。

○16番(大石忠昭君) 今の答弁、立派なものというんですか。

市長の3期目の政治姿勢についてね、もう一度お尋ねしますが、これは再質問ですよ。

新たな子育て支援でね、放課後児童クラブと放課後等デイサービス事業の無料化に積極的に取り組むというのは、なるべく早くと言いますが、これもいつまでにやるということでもいいのか、それと、私が聞いているのは内容、中身なんですよ。

無料化と言ってもですね、放課後児童クラブについては料金がまちまちなんです。それからね、おやつ代もありますし、放課後デイサービスも同じなんですけどね、どの部分をいつから無料化することなのかね。これやれたらですね、大分県18市町村の中で今やっているのは津久見だけなんですよ。豊後高田でやれば2番目になります。評価いたします。その辺もちょっともう少し述べてもらいたいという質問をしたんですよ。

それからね、新たに私が問題にしている修学旅行費や高校の教科書代などについてもね、新たな子育て支援策を検討していくんだという姿勢をもうちょっと出してもらえませんかというのが一つの質問なんですよ。

2つ目の問題はね、国東がよいで豊後高田が悪いということが議論の中心じゃないんですよ。市長がね、無償化宅地をまた新たなところにまた探すために積極的に取り組むと言うからね、第3期目の無償化宅地については今からね、そう積極的に取り組まなくても、2期目の事業が成功したらね、成功を見込んで3期目でまた無償化宅地をやるというならいいですよ。

それよりはね、空き家が増えてるから、空き家対策の新たな事業をもっともっと研究がいるんじゃないですかと。それを国東よりも高田のほうがいい、いいという、国東がいいか高田が悪いとかいいう議論をしちよるんじゃないんですよ。新たに検討したらどうですかという、それ辺ね。

3番目が一番大事なんですよ。市長のアイデアは立派ですよと。だけど、それが絶対的なものではないでしょうと。だから、地元や専門家や市議会議員も入れた対策会議を開いて、新たな事業についてはもっと効率的なね、徹底した議論をする、課長会の

意見を聞くという、そういうもっと謙虚に市民の声を聞くという姿勢を出してもらいたいという、その謙虚の姿勢の問題を聞いているんです。

○議長（北崎安行君） 16番、大石議員に申し上げます。

先ほど、大石議員は再質問というふうに発言をされましたが、私のほうでは再々質問というふうに、3回目の質問というふうに理解しておりますので、お願いをいたします。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 先ほども申し上げましたとおり、いろいろな施策については財源を基に考えていかなければ、何でも手を出す、まあ、修学旅行も教科書もいいでしょう。住宅でもリフォームの補助も出してもいいでしょう。

それには全て真水で財源を補填するのか、補助事業でやるのか、そういうものもしっかり議論した上での、そして、今、施策をやっている財源の裏打ちも考えながら、無限に財源があるわけではありません。いたずらに皆さんの意見を聞き入れるだけ聞き入れて、何もできませんという答えは出たくありませんので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以下については、担当課長に答弁させます。

○議長（北崎安行君） 市参事兼子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、放課後児童クラブについてのご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、今後ですね、利用料につきまして検討しているところでございますけれども、各クラブとも利用料金が違ってまいりますので、その辺も十分検討しながらですね、調整をしていきたいというふうに思っております。

実施時期につきましては、各学校、今、年度途中でございますので、来年度を目途に進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、できるだけ早く実施してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） それでいいわ。議長、次に行きましょう。いいです）

○議長（北崎安行君） よろしいですか。16番、大石議員、今の答弁でよろしいですか。

○16番（大石忠昭君） 議長から念押しされることはありません。私は、次に挙手しているのですから

指名してください。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議長、しっかりしてください。少し私の質問の内容もちゃんと理解してください。答弁の内容も理解してですね、議事運営をしてもらいたいと思います。

もう非常ににですね、この政治姿勢の問題だけ、3項目でですね、30分かかったんですよ。それでもね、あと全部やりたいのでね、ご協力お願いします。

あとは、米の不足や高騰ですね、問題はですね、もう2点質問しているけど1点だけに絞りますよ。あと、この問題をやっぱりどう捉えてですね、私はやっぱり農家を守ると、米作り農家が安心して農業を作れるように、いわゆる価格保障や所得補償をやる。消費者については、安心して買えるような単価と。

やっぱり自民党の農政、根本的に変えることしかないと思うんですよ。その点についてね、これは国の問題ですけども、国に向かってこういうことを言いたいし、高田でもこうしたいということを一言答弁してもらえませんか。

○議長（北崎安行君） 市参事兼農業振興課長、川口達也君。

○市参事兼農業振興課長（川口達也君） それでは、大石議員の米農家を守る対策についてお答えします。

要は、現状と対策ということでございますが、昨今の米の価格の高騰、それから米の不足ということにつきましては、国会の議論におきましても、政府から米の生産を長年減らしてきた構造的な問題がある、農政の見立てを誤ったというような発言もされております。

こうした中、先般の九州市長会におきまして、消費者や流通、小売業等の関係団体を含め、生産者の生産コストが適正に反映される中、持続的な経営ができる仕組みの検討及び導入を進めることについて、国へ求めることにしております。

食生活が変化しても、米が主食であることには変わりません。現在、国におきましても、本年4月に決定された農業基本計画に基づき、今後における米の価格安定と生産供給の安定に向け、具体的な施策について検討を行っているところであり、今後ともその動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 米の問題はね、全国的に2000

年度からこれまでにですね、米作り農家が3分の1に減っているんですよ。高田も耕作面積や生産量を調べてみましたけれども、2000年に比べてみましたらね、資料にありますように、豊後高田でも50%台に落ち込んでいるんですよ。これはやっぱり、消費が減っているから、もう米を作るな、作るなと減反政策の自民党農政が一番問題なんですよ。だからこういうことになったんですよ。

だから、農家が安心して米を作れるようにするためにはね、国がね、新たに1兆円ぐらい出すべきですよ。そして、やっぱり価格保障や所得補償をします。ただ市場任せにするだけではなくて、政府が責任を持ってですね、安い単価で米ができるようにするというようなことを政府に働きかけてもらえませんかね、市長。

市長、やっぱり国の問題です。佐々木市長がこういう点で悪いなどとは言っておりません。でないともう、あと5年先、10年先、高田の農業どうなりますか。国に農業を変えろと、自民党農政では駄目だというぐらい提言してもらえませんか。

○議長（北崎安行君） 市参事兼農業振興課長、川口達也君。

○市参事兼農業振興課長（川口達也君） それでは、大石議員の再質問にお答えします。

先ほどご答弁いたしましたように、市長会におきましても、国に対して価格の安定、それから、供給の安定ということを求めています。また、国におきましても、今、大石議員が言われましたように、所得補償の問題、それから、直接支払制度等々につきましても、現在、議論されているようです。

そういうことも含めまして、今後の国においても、米の安定供給等実現関係閣僚会議というものも開かれて議論されておりますので、今後ともその動向を見ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 国もね、揺れ動いていることは事実ですよ。だけどね、やっぱり国の政治を変えるというのは地方から上げないと変わらないんですよ。そういうことを申し上げておきます。

次へ行きます。

次は高齢者対策で、加齢性の難聴者に対する購入補助金が出せないかという問題です。

これは、市長就任2年後に私が取り上げました。この時点では、全国的にはね、まだ二十数か所しか

補助事業がなかったんですけど、今やね、この大きさが分かりまして、464自治体で補助金を実施しております。高いところは10万円を超えるところがあります。一番多いところでは5万円のところが多いようです。

それですね、やっぱり私は最初、今から6年前の質問を見てみたけれども、その時もある方から、耳が聞こえて困るとるんじゃないかと、もう仕事に行くのが困るんじゃないかと、何とかしてくれんかという相談を受けて質問したんですよ。

補聴器、一方だけでも10万円から20万円するでしょ、高額ですからね、なかなか買えないんですよ。加齢性難聴というのは、結局、日常生活を不便にしまして、社会参加がしづらいと、あるいは、うつや認知症の原因になるということも指摘をされておましてね、やっぱりそういうことも考えて、何らかの助成を全国464自治体——全く県下で1か所もしてないのは、九州では大分県だけなんです。豊後高田でこれをやれば、大分県で一番早く豊後高田で補助金制度ができたということになります。そして、そういう下からの力で国を動かして、国の制度にするというふうにしたいと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） ただいまの質問についてお答えいたします。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成につきましては、これまで公平性の観点から、十分な検討が必要とご答弁させていただいております。

そのため、市といたしましては、これまでまずは、耳鼻科などの専門医の受診をお勧めしてきたところでございます。これにより、聞こえにお困りの方については、専門医の処置を受け、補聴器を使用することなく、聞こえがよくなったという例もあると聞いております。

また、専門医の受診により聴覚障がいによる身体障害者手帳を取得され、障害者総合支援法などにより補聴器の交付を受けた方もおられることから、まずは専門医の受診をお勧めしております。

しかしながら、専門医の診断により障がい認定には至らないものの、補聴器を使用することで、日常生活に改善が見込まれる方々もおおいになると思われますので、そういった方への支援制度として、県内他市町村に先駆け、補聴器購入費に対する助成制度の創設をしたいと考えております。

なお、事業実施時期については、次の定例会までに検討したいと思っております。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） そういう点ではね、私も6年前から議論してきましたけどもね、市長が大分県でいち早くやると、9月議会に提案すればそういうことになりますんでね、その辺は評価いたします。ありがとうございました。

次は、熱中症対策についてです。

これもですね、もう何度も議論をしてきた問題ですけれども、時間がかかりますけど全国状況を調べてみて、またこれも驚きなんですね。全国各所で、この熱中症対策で、やっぱり高齢者の命を守ろうと。もう暑くて寝られんと。

大体熱中症で亡くなった方を調べてみたら、その8割がですね、外ではないんです。野外じゃないんですよ。家の中で亡くなっているんですよ。家の中で熱中症が発生しておるんですよ。それは、エアコンがなかったり、エアコンが使用できないというのが全国のデータになっておりますんでね、これも何度も述べておりますけれども、何とかこの低所得者でも、なかなか自分でエアコンを買えない方については助成制度を設けると。

それから2つ目は、生活保護者についても、高田の生活保護世帯は少ないんですけど、その中でもね、今現在、20世帯がエアコンがないという状況ですからね。これについても、何らかの方法を考えてもらって実施してもらいたいと思いますが、もう簡単な答弁でいいです。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、熱中症対策としての高齢者世帯へのエアコンの設置助成についてのご質問にお答えをさせていただきます。

これまでの一般質問の際にもご答弁をさせていただいておりましたとおり、様々な観点から検討してまいりました結果、熱中症の発生原因としては、エアコン等の設置はされているものの、適切な利用がされていないことも多いと考えられることから、引き続き、室内におけるエアコンの効果的な利用方法など、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、県内自治体においても、こうした助成制度は行っておりませんし、個人の耐久消費財購入への助成は、公平性の観点からも慎重に検討すべきであ

ると思っております。購入や設置費の助成といった踏み込んだ施策までは、現在のところ考えておりません。

それから、生活保護世帯へのエアコン購入費用の対応につきましては、議員もご承知のとおり、一定の条件に該当する場合は、保護費での対応も可能となっております。また、その取扱いについては、去る5月30日付け、厚生労働省援護局保護課より、エアコン購入費に関する取扱いについてということで、改めて通知もあったところでございます。

私どもといたしましては、国の法定受託事務の実施機関として、保護の実施要領や本通知に基づき、適正に対応していくとともに、エアコン未設置世帯については、引き続き、家庭訪問などにおいて、購入を含めた熱中症対策についてしっかりと、そして丁寧に説明してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと18分になっておりますけど、全部やりたいんですね、簡潔に質問しますから、簡潔な答弁を求めます。

防災対策で、住宅耐震化促進の問題です。

これも昨年、能登半島地震の後の3月議会に取り上げました。昨年度は改修案件が3件と、これ豊後高田市が始まって以来、3件という数でよかったと思っておりますけれども、豊後高田の耐震化目標は90%となって、平成7年度がその年なんですけどね、今のままいったら、予算でも3件しかまだ組んでないんですよ。

これ問題にしましたけれどもね、私は、これは自己負担が高いと、私の家でも、耐震化したいけれども自己負担が大変だということでね、議論しましたが、今回、大分県下では、耐震化工事については150万円、いわゆる100%補助になったんです。100%補助ですよ。今までは100万円の3分の2補助だった。3分の1は自己負担でした。150万円までが100%補助になりましたね、大きな前進なんですよ。

これをやっぱり周知をさせる。耐震化が必要な家庭については促進をもらうと同時にですね、もう一個は、私が宣伝カーで回って、ある方から資料をもらいましてね、実は低コストの耐震化工事が、今、全国で推進されとるんです。高田でもこれをやったら安くてできますよと、資料をいっぱいもらいまして勉強しまして、へえ、私も本当、この年になるけれども、そういうことを知らなくて恥ずかしい思

いをしました。

これについてもですね、市報を見ても低コストの耐震化工事がこうなります、全然一言もないんですよ。こういうことも宣伝しながら、市民に周知しながらですね、やっぱり希望者については、今年度やっぱ予算も、補正予算で増額してですね、やってもらいたいと、推進、努力してもらいたいということ、市長、分かりますか。

制度が変わりました。低コストの耐震化工事もやれるから、業者も集めて、関係者を集めて周知してですね、市民に徹底してそういう工事をやろうやということ、そういう方向で努力するというだけでいいです、答弁は。それしかないでしょう。長い説明は要りませんよ、事業の説明は要りませんよ。

○議長（北崎安行君） 都市建築課長、近藤保博君。

○都市建築課長（近藤保博君） それでは、防災対策についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、本年度から補助率が10分の10、それから補助金の上限額が150万円に引き上げとなっております。（○16番（大石忠昭君） 短く答弁してくださいよ） はい。6月6日までを期限として募集をしましたけども、6月6日までに申請がございませんでした。それで、来月の市報7月号に改めて募集を行いたいというふうに考えております。

今後は随時募集となりますので、ぜひとも申込みしていただきたいと思います。何分耐震改修を実施するには、耐震診断を受けることが前提となりますので、これまで受けた方、それから今年度耐震診断を受けている方もおりますので、ぜひともご検討いただきたいというふうに思っております。

それから、低コスト工法ですけども、今年度から大分県においてもこの低コスト工法というのが認められました。これは何なのかと言いますと、例えばこれまで壁を一旦剥がして、筋交いを入れたり金具をつけたりするあれでしたけれども、構造用鋼板というのを貼り付けて壁を補強するとか、そういったものが低コスト工法というものでございます。県としてもですね、県内の建築関係技術者に低コスト工法を周知しておりますけども、市としても幅広く普及するよう広報していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠明君。

○16番（大石忠昭君） 最後になりまして、あと13分ありますからね、13分で答弁もできるような質問

をします。

物価高から暮らしを守る問題、これだけ物価が上がってですね、どうやって暮らしや営業を守るかというのは、それは政治家の仕事ですよ。市長にも、私たち市議会議員にも大事な仕事、これ、大いに時間をかけて議論をする問題ですけどね。これ、今度私が議論したいのはですね、佐々木市長に何もかもやれと言っているんじゃないんです。国の問題に対してですね、5つの項目で要請してもらえないかと、もうこれは簡単な答弁でいいです。市独自です、ね、新たな支援策でこういうことをやってもらいたいというのが3つなんです。いいですかね。だから、まとめた答弁でもいいですからね、この時間内でやってもらいたいと思います。

1つはね、やっぱり暮らしを守る一番の効果が上がる施策はですね、消費税を今すぐ5%にすることだと思うんですよ。

これは今、東京都議選でも、今度の参議院選挙でも大きな争点になっておりますわね。これについて、やっぱり、市長は物価対策として国に意見を上げてもらえないかが一つですね。

2つ目は、政治の力で物価高を上回るような賃上げをします。

高田で言ったら中小業者の賃上げをします。そのためには、国が社会保障費の軽減や賃上げ部分についても、国がボーンとものとね、直接支援をやるという方法をとってもらいたいんですが、そういうように中小企業への支援も国が大幅に直接やってくれという要請をして、高田で働く皆さんの賃金も上げてもらいたいと思いますが、どうなのか。

3番目は、高齢者の老後を支えている年金の問題なんですけれども、今、残念ながら自民党、公明党、与党だけでなく、立憲民主党までも一緒になってですね、今度、年金法案を強行しましたけどね、これには私ども共産党は反対しました。というのはですね、年金額を物価上昇よりも抑える制度、いわゆる、マクロ経済スライド制度を廃止をするということが入っていないんですよ。これ廃止しない限りね、まだずっと年金、実質年金は減り続ける状況になっているんです。この廃止を働きかける。

それから4つ目は、地域の医療機関が崩壊寸前ということが大きな社会問題になっておりますわね。これを食い止める。そして、医療従事者の賃金を引き上げる。本当に医療機関を守らないかんですからね、そのために国がボーンと5,000億円くらい直接投

入するぐらいのことをやらなかったら、医療が崩壊するということを私は心配しているんですよ。その点、市長も貢献してもらえないか。

5つ目はですね、介護保険の問題なんですよ。

特に、昨年から訪問介護の診療報酬が下げられたということで、全国的にはね、もう事業所を廃止をしたり、縮小したりということが話題になっているでしょう。全然事業所がない市町村も出ておりますわね。それでですね、やっぱ問題は、この介護保険について、国の負担は今は25%なんですよ。前は50%だったんですよ。せめて50%に戻せとは言わないけど、もう10%国が負担を増やせばね、介護保険料を上げなくても介護従事者の賃金を上げることもできるし、介護の事業所の経営を守ることもできると思いますので、そういうことができないかですね。

次は、市独自の支援策について3点ですけども、プレミアム商品券やお買物券など市独自の施策、これも市長、所持表明で述べておりますけれどもね、具体的にどういうことになるのか、市民の前に示してもらいたい。市民は関心を持っておりますのでね。

2つ目はですね、電気やガスなどの燃料の高騰から守るためにはですね、省エネ機能に優れた家電に買換えようと、買換えを進める。この省エネというのは非常に大事ですわね。それに対して、国東市などでは10万円、エアコンでも冷蔵庫あるいは給水器などで10万円とか5万円とか3万円とかという補助制度を作っているんですよ。私は、金額は幾らとは述べませんけれども、そういう市独自の制度ができないか。

最後に、指定ごみ袋の引下げですね。

これも何度も取り上げましたけれどもね、これは高田よりもよそのほうがやっております。隣の宇佐市も半額以下に下げましたわね。今度、国東市も今度の議会に条例が出ておりますけれども、大分県一高い国東も大幅に下げることになりました。それから、これまででも別府市でも佐伯市でも由布市でもですね、無料のごみ袋を配るなどして、物価高から生活を守るために、ごみ袋を無料で配ったり、安くしたりする事業をやっているんですよ。

高田の場合は、市長が選挙のときにたくさんビラを配りました。その中にあるのは、草地のごみ処理場の維持補修工事についてね、節減、節減して4億何千万円を浮かしたんだと、4億何千万円浮かしたということだけだね、実際に、それが市民にどう恩恵になったかというのは、市民はなかなかピンとこ

ないんですよ。せめてね、ごみ袋を1年間無料にしても2,000万円あればできることだと思うんですけどもね、私は無料にしよまで言いませんけれども、せめて、よそが軽減対策をとっている、高田についてもね、高田より安いところがありますんでね、もう少しごみの指定袋を引き下げるといような支援策をとることができないのか、市長の見解を求めます。

以上です。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 消費税に関するご質問にお答えいたします。

国における消費税収は、地方に配分される重要な財源となっている状況でございますので、国政における議論を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 中小企業の賃上げに係るご質問についてお答えをいたします。

国に対する要望についてでございますが、先月、長崎市で開催された九州市長会総会におきましても、国に対し、賃上げに取り組む企業への支援など、社会環境の変化に対応する取組への支援の継続や、拡充などの対策を講じることを強く要望する旨の決議がなされたところでございます。

今後におきましても、地域経済の動向を注視し、賃上げに係る支援等の拡充等について、市長会などを通じ、国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、プレミアム商品券、お買物券などの市独自支援策についてのご質問にお答えをいたします。

現在、県内の5団体がプレミアム商品券の予約を開始しておりますけれども、本市におきましては、本年2月に大分県内トップを切って第9弾のプレミアム商品券を販売開始させていただきました。他団体に先駆けて冬枯れで景気が落ち込む地域経済の活性化と市民の生活支援にいち早く取り組んだところでございます。

しかしながら、昨今の様々な生活必需品などの物価高騰は、市民の日常生活に与える影響が非常に大きいと感じております。物価高騰という現状を踏まえまして、プレミアム商品券につきましては、今後、地域内での経済循環、そして市民生活を守る上で、その効果が最も期待される時期に実施する方向で検

討してまいりたいと考えております。

○議長（北崎安行君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 物価高から暮らしを守る対策のご質問のうち、最初に年金制度についてのご質問にお答えします。

国に対しましては、誰もが安心して暮らし続けられる年金水準が担保できるよう、持続可能な公的年金制度を構築することについて、全国市長会を通じて要請しているところでございます。

次に、介護保険等に関するご質問についてお答えします。

ご質問がありました介護保険制度等に係る国への要望につきましては、国費負担割合の見直しなど、財政措置の充実を図ること、また、他業種に比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、さらなる処遇改善等の措置を継続的に講じること。加えて、介護事業所については、物価高騰の影響により厳しい経営環境に置かれていることから、国による財政措置や支援、施策の拡充等、支援を講じることについて、全国市長会を通じて国に要請しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 健康推進課長、近藤直樹君。

○健康推進課長（近藤直樹君） それでは、地域医療に関するご質問にお答えします。

豊後高田市を含む大分県北部地域医療圏においても、生産年齢人口の減少による医師、看護師不足が課題となる中、これまで以上に効率的な医療提供体制の構築が重要となり、医療機能の役割分担と連携をさらに進める検討がなされております。

また、全国知事会及び全国市長会の緊急要望等で、地域の実情に即した医療提供体制の構築を支援することに加え、医療機関等の経営安定化対策として、緊急に十分な財政支援を行うことや、臨時的な医療報酬の改定など、国に対して要望しておりますので、その動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、物価高から暮らしを守る対策のうち、省エネ家電の買換え経費の助成についてお答えいたします。

省エネ家電の買換え支援につきましては、活用いただける市民に限られることなどから、物価高騰等の支援策としましては考えておりません。

次に、指定ごみ袋を引下げできないかというご質問についてお答えいたします。

議員ご存じのとおり、指定ごみ袋を有料化している目的は、ごみ処理に係る経費の一部を負担していただくこと、それから排出量の多い方、少ない方の公平性の確保やごみの分別やりサイクルの意識等の高揚が図られ、ごみ減量化を推進するものでございます。

ごみ処理手数料として収納した金額は、ごみ袋に係る経費を含んだ本市でのごみ処理に係る全体の経費に充当しております。ごみ手数料の額を決定するにあたっては、ごみ処理に係る個々の経費の検証やごみの排出量等を検証し、決定しております。

本市の指定ごみ袋の金額は、県内の自治体の中では低い水準でありますので、指定ごみ袋の有料化の目的からも、現時点では減額等は考えておりません。

以上でございます。

○16番（大石忠昭君） 議長、一言いいですか、一言。

○議長（北崎安行君） 手短にお願いします。

○16番（大石忠昭君） 私はですね、物価高騰から暮らしを守るために、国に向けて要望を5項目申し上げましたけれどもね、今の答弁、市独自の施策についても答弁がありました。私もまだ2年間任期がありますんでね、やっぱり、市民の声を取り上げて、物価高から暮らしを守るために頑張りたいと思いますけれども、問題は国の政治ですね、大企業のもうけ優先、富裕層のもうけ優先の政治からですね、本当に国民が主人公と、国民の利益を守るためにですね、私は日本共産党員として国の政治を変える、自公政権を終わらせる、政治を大本から転換するために頑張るといふ決意を述べてですね、一般質問を終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

8番、土谷信也君の発言を許します。

8番、土谷信也君。

○8番（土谷信也君） 議席番号8番、豊翔会の土谷信也でございます。

通告に基づき、一般質問を行います。まずは佐々木市長、3期目のご当選、誠におめでとうでございます。今期の4年間も引き続き、スピード感と危機感を持って、また、体調には十分気をつけられて、豊後高田市の先頭に立って、行政のかじ取りを担っていただきたいと思っております。

先月、産業建設委員会で新潟県のほうに視察に行っていました。本市の紹介で、住みたい田舎日本一、子育て日本一、市長の年齢も現役市長最高齢で日本一ということで挨拶をさせていただきました。大変な興味を示していただきました。

それでは、1項目めの災害時の避難者支援について質問いたします。

1点目に、避難所に指定されている小中学校体育館へのエアコン設置について伺いをいたします。

近年の異常気象により、夏場の気温が異常に高くなってきております。また、台風や豪雨災害により、避難所を設置しなければならないことも増えてきております。特に、昨年の台風10号では、洪水暴風警報が発令されたことにより、市内全域に避難指示が発令され、市内8か所を避難所として開設されました。さらに、竹田川や桂川の水位が上昇し、氾濫危険水位を超え、非常に危険な状態となったことから、緊急安全確保の発令が行われ、過去最大となる411世帯、664名の市民の方が避難されたように聞いております。

これまでの会議の答弁では、エアコンのついている教室等を活用することで、避難されている方には支障はなかったということですが、今後、南海トラフ地震や大規模な災害発生時には、避難所となっている小中学校体育館へのエアコン設置が必要と考えます。また、小中学校の児童生徒が夏場に体育館を使用する場合にも、熱中症対策等の暑さ対策が必要であり、国のほうでもそういった学校体育館への空調設備の早期実施に向けた重点支援を行うことになっているようであります。

県内他の自治体でも、今月7日の大分合同新聞に掲載されていたように、設置が進められているようですが、その実態状況と本市の設置についてのお考えをお伺いします。

2点目に、緊急災害時の避難所の備蓄品等の状況についてお聞きします。

避難所における食料、生活必需品、医薬品、簡易トイレまたは要配慮者用備蓄品や間仕切り等、様々な物が必要と思われますが、市内避難所の配備状況と本市の方針について、市民の皆様にも分かるように説明をお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） それでは、私から災害時の避難者支援のうち、小中学校体育館へのエアコン設置についてお答えいたします。

近年の異常気象の影響により、台風被害や豪雨災害などが増えてきております。特に、昨年の非常に強い台風10号の際は、過去最大となる411世帯、664名の避難者を受け入れたところであります。

小中学校の避難所につきましては、猛暑の時期であり、熱中症などの心配もございましたが、空調設備のある教室等を活用してまいりました。こういった自然災害等に対する備えとして、そして、小学校、中学校の熱中症対策など、児童生徒の望ましい学習、生活環境の改善のために、体育館へのエアコン設置は必要だと思っております。

国においても、子どもたちの学習、生活の場であるとともに、災害時に避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能の強化を早期に実現するため、補助率の引上げ等が行われ、少ない負担で実施できるようになりました。

また、これまで断熱性確保対策が課題となっておりましたが、短期間かつ安価で実施できる断熱・遮熱対策の具体的事例等が示されましたことから、本市においても学校体育館へのエアコン設置を進めていきたいと考えております。

具体的には、まず有利な国の交付金等を活用することを前提に、桂陽地区の高田中学校、高田地区の高田小学校への設置を進めてまいりたいと思っております。

また、その他の体育館につきましても、国の交付金など有利な財源を確保しながら、基本、全ての体育館への設置を計画的に進めてまいりたいと考えております。

そのほかの質問については、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、災害時の避難者支援についてのうち、避難所として指定されている小中学校体育館へのエアコン設置について、県内の他自治体の状況についてお答えします。

県の調査によれば、別府市と九重町につきましては、既に小中学校体育館へのエアコン設置が完了しております。大分市につきましては、現在、全ての小中学校体育館へのエアコン設置が進められております。このほかにも中津市、由布市などが一部の学校に本年度から具体的に設置に取りかかっているようであります。

また、大分県においては、県立学校体育館への空調設置について、既に11校に設置済みであり、残りについても現在進められているようであります。

なお、避難所として指定されております高田高校につきましても、現在、設計を行っており、設計が終わり次第、工事を行うということをお聞きいたしております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 避難所における備蓄品の配備状況等についてのご質問にお答えをいたします。

市では、大分県が平成29年3月に策定した災害時備蓄物資等に関する基本方針に基づき、食料や生活必需品をはじめ、要配慮者用の簡易ベッドや間仕切りなどの備蓄品の配備を行っているところであります。

また、配備する備蓄品の量につきましては、東日本大震災における避難者の人口割合で大分県の人口に換算すると、県全体で18万人、本市においては約4,000人の避難者を想定して配備を行っているところであります。

この基本方針は、これまでに避難所における新型コロナウイルス感染症に対応するため、マスクやアルコール消毒薬を備蓄品目に追加する改正が行われたほか、昨年は、国が定める大規模災害に対する計画や、能登半島地震を踏まえた災害応急対策の在り方に基づき、避難者1人当たりの毛布の備蓄目標を1枚から2枚に引き上げるとともに、災害発生直後のインフラが復旧していない状況でも使用可能な簡易トイレを新たな備蓄品目として追加する改正が行われたところであります。

これらの基本方針の改正を受けて、市では令和7年度当初予算に毛布や簡易ベッドの追加をはじめ、携帯トイレなどを配備するための予算を計上しており、配備にあたっては県の補助金を活用することとしているところであります。

また、大雨や地震による土砂災害で道路が寸断された場合には、孤立集落の発生や支援の遅れが懸念されることから、従来から取り組んでおりました分散備蓄の増強を図っているところでもあります。

市民の皆様に対しましては、市報や防災訓練を通して、自分の命は自分で守るという自助の理念に基づき、最低3日分の物資の備蓄をお願いしていると

ころであります。

なお、ご質問の備蓄品の関係ではございませんが、出水期を迎えるにあたり、市報6月号では大分地方気象台にご協力をいただき、災害に備える特集ページを設けております。市民の皆様方におかれましては、ぜひそういったものも参考にさせていただきますとともに、危険が迫る前の早期避難の徹底をお願いしたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 8番、土谷信也君。

○8番（土谷信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

本市の考え及び他の自治体の状況について詳しく説明をいただき、よく分かりました。他の自治体に遅れることなく、取組をお願いしたいと思っております。

再質問させていただきますが、国の補助率の引上げがあったということですが、その内容と、まずは高田中学校と高田小学校への設置に向けて進めていくということですが、今後のスケジュールが分かれば教えてください。

○議長（北崎安行君） 市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、土谷議員の再質問についてお答えします。

まず、補助率等の引上げについてでございますが、新たに空調設備整備臨時交付金を創設し、補助率が3分の1から2分の1に引き上げられております。また、補助単価につきましても、平米当たり3万5,000円から5万2,000円へ1.5倍に引き上げられております。そのため、合わせて有利な起債を活用することで、市長がご答弁申し上げましたとおり、約15%ほどの少ない負担で実施できるようになりました。

次に、スケジュールについてでございますが、国の交付金の活用を前提に、採択が決定する時期にもよりませんが、できましたら本年度中に設計まで完了できればと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 8番、土谷信也君。

○8番（土谷信也君） 説明ありがとうございます。本年度中に設計ということで、できるだけ早い着工のほうをお願いをしたいと思います。

それから、備蓄品については、点検をですね、怠らないようにしっかり点検をしていただきたいと思います。

います。

では、次の2項目めに入らせていただきます。

草地猫石地区の豪雨災害時の排水対策について質問をさせていただきます。

1点目は、猫石排水機場の質問ですが、この件は令和3年の第4回定例会と令和5年の第4回定例会で一般質問を行い、強く対策について要望をしてまいりました。今回は、再度、再々度の質問と要望でありますので、前回の議事録をしっかりと目を通してご答弁いただきますようお願いをいたします。

質問の内容は、令和2年7月7日の梅雨前線豪雨の際、草地猫石の人家の床下まで浸水し、避難を余儀なくされ、田畑も水路上流の芝場や米山地区まで冠水し、ネギなどの耕作物にも甚大な被害が出ました。大きな原因として、排水機場のポンプの能力に問題があるのではないかと問い、市の見解を求めました。

佐々木市長の答弁では、猫石排水機場など湛水防除事業などで整備された施設については、所有する大分県と現状における問題点を共有しており、現在、県において降雨量の変化や排水流域における開発等による現状の変化を考慮した排水分析を行い、現行の排水ポンプの能力を検証するなどの調査を進めている。今後とも市民の安全・安心を確保するためにも、排水機場や関連する排水路の計画など整備・改修に向け、県に対して調査の早期完成及び調査結果に基づく恒久的な整備の計画策定を強く要望していくと力強いご答弁をいただきました。

また、令和5年の第4回定例会では、令和2年の梅雨前線豪雨からも度々豪雨に襲われ、地元住民は変わらず大雨のたびに、心配で眠れない夜を過ごしている状況にあります。猫石排水機場は、県営湛水防除事業により昭和58年に設置され、築造後40年は経過し、かなり老朽化が進んでおります。市は応急的に仮設の排水ポンプ2台を設置して対応しておりますが、県と改修に向けてどのように協議が進んでいるのかという質問に対し、大分県は排水分析や概算事業費、費用対効果の算定等を行っており、現在、この排水分析の結果等を考慮した排水機場改修方針や優先順位について協議を進めているとの答弁を担当課長からいただきました。

あれから2年がたちました。現在、具体的な対応方針を示していただけないでしょうか。

2点目に、排水機場上流の現在使用されていない旧樋門についてであります。

豪雨時は、旧樋門により水流がせき止められ、上流の水路があふれて芝場地区の田んぼは冠水し、長期にわたり稲が水に浸かってしまい、農作物に甚大な被害をもたらしている状況であります。可能であれば旧樋門を撤去していただきたいのですが、設置時の条件や河川法との関係等があるかもしれませんので、撤去に向けてご検討いただけないでしょうか。

以上、1回目を終わります。

○議長（北崎安行君） 市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） 草地猫石地区の排水対策についてお答えします。

まず、猫石排水機場の対応方針についてですが、県は、令和3年度に実施した排水分析の結果を基に、猫石地区のうち、特に湛水被害が常習化している北平地区の対策を優先に検討してきたところです。

具体的には、北平地区内の圃場から遊水池への排水対策として300ミリポンプ2台の新設、北平地区への山水の流入対策として、排水路築堤護岸の増強、赤坂川への排水量増加対策として、接続水路の整備及びフラップゲート2門の新設を計画し、概算事業費は約5億2,000万円を見込んでおりましたが、現状の計画では費用対効果が見込めないため、国の補助事業による実施が難しい状況となっているところでございます。

しかしながら、昨年の10号台風をはじめ、近年の豪雨による災害の状況は一段と激しくなっていることから、市民の安全・安心を確保するためにも、事業採択につながる新たな排水対策を検討できないか、引き続き県に対し強く要望してまいります。

市としても、これまで、猫石地区には大雨に備え、仮設の排水ポンプ2台を設置しておりましたが、今年度新たに1台を追加し、3台体制にするなど、被害の軽減対策を強化してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、猫石排水機場上流の旧樋門についてですが、かつては防潮の役割を担っていたものですが、猫石排水機場に併設する新しい樋門ができてからは、樋門として使用されていない状況です。

しかし、現在、この樋門の上部が市道となっていることから、道路の利用状況や地元住民の意向等を踏まえた上で、撤去について関係機関と調査・研究をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 8番、土谷信也君。

○8番（土谷信也君） 再質問をさせていただきます。

早速に、仮設ポンプの1台増設は大変ありがとうございました。今月10日に大雨警報が発令された時には、増水時には非常に助かり、安心できました。

今日は、この一般質問に、大雨が降るたびに眠れない夜を過ごしている地元草地の方々も多く傍聴に来ております。市長からも、この件に関してご意見を、見解をお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 排水機場は、大雨災害から農地を守ることはもとより、地域住民の皆様の生命や財産、暮らしを守る重要な施設を担っていると思っております。

現在、本市では11か所の排水機場を管理していますが、建設後40年が経過した施設も多く、これらは更新の時期を迎えております。

こうした中、近年、自然災害の激甚化・頻発化が顕著になってきております。国土強靱化、防災・減災対策の強化を図る観点からも、老朽化した排水機場の改修や更新は喫緊の課題であると認識しており、現在、国営・県営による整備を進めているところであります。

議員ご指摘の猫石排水機場については、現在、費用対効果の面で採択要件を満たさず、整備計画の見直しを余儀なくされているところであります。住民の安全・安心な生活を守るため、事業採択に結びつく新たな対策の検討と早期事業化に向け、引き続き県に対し強く働きかけていきたいと考えております。

また、事業化されるまでの間、地域の方々にはご心配とご苦勞をおかけしますが、市といたしましても、仮設ポンプの増設など可能な限りの対策を講じ、地域の湛水被害の軽減に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 8番、土谷信也君。

○8番（土谷信也君） 佐々木市長、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、旧樋門撤去の件もよろしくご検討いただきますように、よろしくお願いいたします。

では最後、3項目め、本市の子ども食堂について質問いたします。

子どもに無料や低額で食事を提供する子ども食堂が県内で増えているという記事が、大分合同新聞に3月31日に掲載されていました。社会福祉協議会の

把握する開設数は、3月10日現在で県内155か所、集まるのは子どもたちだけに限らず地域の多様な人たちが交流する場として広がりを見せているということでした。

本市の子ども食堂の状況をお尋ねします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、市内の子ども食堂の状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、市内には子どもに無料や低額で食事を提供する、いわゆる子ども食堂が4か所ございます。その内訳といたしましては、市の委託によるものが1か所、有志やボランティアにより運営をされているところが3か所でございます。

そのうち、現在、玉津プラチナ通りにある玉津まちの駅夢むすびで実施をしておりますふれあい食堂は、当初、子どもたちの孤食防止のための子ども食堂として、平成28年度からスタートし、翌年には、地域の高齢者の栄養バランスの不足や閉じこもりの解消に加え、子どもたちとの交流による生きがい支援の場として、現在に至っております。

内容といたしましては、火曜日、金曜日の週2回の営業で、対象は、高齢者と中学生以下の子ども、その保護者でございます。事前登録をいただいた上で、前日までの予約制とし、1食300円で夕食を提供しております。現在、約300名の方が登録いただいております。子どもから高齢者まで、三世代が食事を通じて交流を図っております。

ほかの有志の方などで運営しているところは3か所でございます。2か所は、調理室のある市の隣保館で、毎月第2・第4水曜日の夕方に行っているハレルヤさん、そして、第3土曜日の昼に行っているこどもキッチンさんがございます。どちらも、毎回100食程度を提供しているようで、料金につきましては子どもは無料、保護者は払える方は300円や500円をいただいております。もう1か所は、田染公民館で、第1と第3土曜日の学びの21世紀塾の後、20名程度の小中学生に提供しているこども食育教室さんがございます。こちらも料金は無料となっております。

どの団体も経費は大分県社協が行うクラウドファンディングなどで集められた資金でございまして、そのほか若干の寄付等で運営されているとお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 8番、土谷信也君。

○8番（土谷信也君） 再質問をさせていただきます。

市が委託しているふれあい食堂以外3か所については、市から何らかの補助はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、子ども食堂についてお答えいたします。

子ども食堂を運営する団体の皆様には、子どもの居場所づくり、そして食育の推進を賜り、大変ありがたく感謝を申し上げます。

これまで子育て支援課といたしましては、子ども食堂のお知らせのチラシの配付をお願いするにあたり、当該小学校へ同行したり、非売品となった農産物を無償で提供くださる農家さんについて、担当課に紹介していただくなどを行ってまいりました。

各団体の運営におきましては、先ほど答弁のありました大分県社協のクラウドファンディングの助成金やフードバンクなどを活用するなどして、自主的に食材を調達しております。中には厳しい運営となっている団体もあるようでございます。

このような状況でありますので、議員の皆様、そして、市民の皆様におかれましては、活動の趣旨をご理解いただき、少しでもですね、子どもたちのためにご支援をいただければと思っておりますのでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 8番、土谷信也君。

○8番（土谷信也君） 再々質問ということで質問させていただきます。

現在、米の値段も高騰しているし、他の食料品等も物価高騰で運営も大変だと思いますが、フードバンクの利用などができるように、市の広報を通じ、呼びかけなどの協力をしてあげてはどうでしょうか。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、土谷議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にありましたフードバンクにつきましては、現在、社会福祉協議会が窓口となって運営をいただいております。これまでも子ども食堂への支援として、調味料とかお菓子、ジュースなどを優先的に提供してきたという経過はあるようでございます。

しかしながら、寄贈者から提供いただいた食材と子ども食堂で必要とされている食材がですね、なかなか一致するものが少ないということも多いようでございまして、思うように十分な食料品等の供給ができていないという状況だそうでございます。

それから、寄贈いただいたものにおいては、保存場所などの問題もございまして、一度にたくさんのもをなかなか受け入れができないというようなことも課題とお聞きをしております。

こうした状況の中で、これまで、社会福祉協議会さんのほうでは、積極的な広報は行っていなかったというふうに伺っております。

私も今後といたしましては、できるだけこういった子ども食堂への安定的な食材の供給につながるようということで、フードバンク、それから、フードドライブといった取組について、市民の皆さん、それから事業者の皆さんにですね、周知ができるよう、社会福祉協議会とも協議を行い、どのような広報手段が効果的なのかも含めましてですね、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○8番（土谷信也君） ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（北崎安行君） ここでしばらく休憩します。

午後1時に再開いたします。

午前11時36分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、中尾 勉君の発言を許します。

5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、新政会、中尾 勉でございます。

質問に入る前、佐々木市長さんにおかれましては、3期目の当選、誠におめでとうございます。また、全国の市長の中で最年長ということでございます。豊後高田市が全国から注目されることだと思っております。引き続きですね、豊後高田市のさらなる発展のために、頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回は6項目、9点の質問をいたします。

まず1点目、職員の適正な配置及び職場環境につ

いて。

1の①、技術系職員の管理職育成についてお聞きをいたします。

今年度5月1日付けの人事異動では、技術系の課、いわゆる建設課、上下水道課、課長には事務系の職員で対応されていますが、技術系の職員にも、私としては管理職になってほしいなというふうに考えております。

技術系の職員が少ない、年齢的なこともあるのかなというふうに思っていますが、昨年のような災害、2年前の水道管の漏水事故があったときに、技術系の職員、専門的な知識や経験が必要というふうに思っております。

技術系職員の管理職登用について、どのような育成を考えているのかお聞きをいたします。

次に、1の②、計画的な職員採用についてお聞きをいたします。

定年制が10年をかけて5歳引き上げられます。退職する職員がいない年が生じてきます。今年がその年にあたります。

新規採用が今年3名で、これまでは七、八名程度が採用であったというふうに思っていますが、退職者がいない関係で3名にしたのか、また、土木系、技術系等追加募集を市報で見ました。応募が少ないのかなというふうなところも危惧をいたしております。

計画的な採用、年齢的なバランスを考慮した新規採用について、どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

次に、1の③、消防職員についてお聞きをいたします。

昨年、司令業務がおおいた消防指令センターへ移行し、職員1名が派遣、救急の出動件数が増加をし、今年は火災の発生も多く、複数の出動案件が重なった場合、やむを得ず非番の職員の呼び出しで対応しているというふうにお聞きをいたしております。

また、職員の年齢構成も50代が多く、将来的にもそういった年代の方が退職を迎えると、今の消防体制は難しくなるのではないかなというふうに思っております。

また、採用試験の受験資格として、現在、救急救命士もしくは取得予定者を採用いたしておりますが、受験要項をちょっと見直していただいて、1市1校である高田高校を卒業してですね、消防士を目指したいというふうな高校生がですね、受験できるよう

な体制を取れないかというふうな思いであります。

また、計画的に、どのように採用について考えているのかお聞きをいたします。

次に、1の④、クールビズの期間延長についてでございます。

公務員のネクタイ着用は、近年、ノーネクタイや軽装勤務の導入が進む傾向にあります。

本市においても、5月から9月までノーネクタイで対応しております。大分県職員ではですね、年間フルな形でネクタイをしていないのではないかなというふうに思っています。

市民に不快感を与えず、職務遂行に支障がない範囲で、個人の判断によって着用するか否かを決める、社会通年上必要な場面での着用は当然ですけども、ノーネクタイの対応についてお聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 職員の適正な配置及び職場環境についてのうち、まず初めに技術職の管理職育成についてお答えをいたします。

技術職員につきましては、技術力の向上とその継承が必要であると考えております。その育成につきましては、各所属における業務等に必要となる専門的な知識や能力の向上を図るため、設計、監督、検査、災害復旧等の実務や最新技術の活用などに関する専門分野の研修への派遣を行い、職員個々のスキルアップを図っているところでございます。

また、定年退職された技術職員は、再任用職員や会計年度任用職員として、正規職員の時に培った知識や技術、ノウハウの継承等を含めた職員の育成に取り組んでおります。

技術系の職場につきましては、技術職員の人数や年齢構成の状況等により、現在、事務職の所属長を配置しておりますが、今後も引き続き、職員数の在り方について検討していくとともに、先に申し上げましたように、人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、計画的な職員の採用についてでございます。

現行の定員管理計画の初年度から直近までの4年間の分析として、その間の退職者を21人、新規採用を28人と見込み、計画の初年度から7人多く採用する予定としていましたが、実績では、退職者が31人、採用が32人、想定していない退職が多くあり、計画どおりの職員数に至っていない状況でございます。

今年度は、定年退職者が生じない年となりますが、毎年度新規職員を採用し、採用年度別、年齢別の職員数に大きな隔たりが生じないように努めており、今年度も職員採用に向けた試験を実施いたします。

職員採用試験につきましては、6月2日から土木技術職、農業技術職、幼稚園教諭の募集をしております。このような専門職は、確かに募集しても応募が少ないといった状況が全国的にございますので、毎年実施している秋の採用試験より先行して募集をしております。

なお、秋の採用試験では、一般事務職と消防職を募集するように計画をしております。

次に、クールビズの期間についてでございますが、本市では環境への負荷軽減と職務能率の向上を図るため、5月1日から9月30日までをネクタイや上着を着用しない軽装運動期間とし、10月を弾力的運用期間としていただいております。

期間の延長または通年化につきましては、基本クールビズとして、これまでと同様に期間を限定して実施しようと考えておりますが、昨今の気象状況と、議員からのご紹介のありました大分県における軽装の通年化なども参考とし、実施期間の延長も含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 消防長、山田幸茂君。

○消防長（山田幸茂君） 職員の適正な配置及び職場環境についてのうち、消防職員についてのご質問にお答えいたします。

豊後高田市職員定数条例における消防職員の定数は50名となっております。

現時点の消防職員数は、消防本部に8名、消防署に会計年度任用職員1名を含め40名、おおいた消防指令センターへ1名の職員を派遣しており、職員数の合計は49名となっております。

その消防職員の令和7年度末の年齢構成につきましては、20歳代が7名、30歳代が15名、40歳代が10名、50歳以上は17名となっており、年齢層の高い職員が多い傾向となっております。

また、本署の人員体制につきましては、3小隊で編成され、1小隊当たり3分隊で構成されており、救急車2台の出動があった場合には、非番週休者のうち4名程度の職員に対して勤務を要請し、さらに、火災発生時の場合は、非番週休者のうち6名から8名程度の職員で消防業務に対して勤務を要請して、現行体制で工夫しながら、限られた職員で消防業務

に当たっております。

消防職員の採用につきましては、消防業務の即戦力となる人材を確保するため、採用条件の1つとして、救急救命士の資格取得者を採用することとしております。今後につきましても、適正な消防業務の遂行ができるよう、計画的な採用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

市の職員も、それから消防職員もですね、少ない人数の中で、やはりやりくりをしながら頑張っているというところであります。ぜひともですね、計画的に採用していただくようお願いをしてですね、次の質問に移ります。

2点目、教職員の働き方改革、2の①として、部活動の地域移行についてお聞きをいたします。

少子化や教職員の働き方改革の影響を見据えて、部活動を学校の外へ、つまり、地域で活動に変えようという動きが国の主導で進みつつあります。

国は当初、令和7年度中の移行を目標としていましたが、期間を6年間も延長するというふうになったというふうにお聞きをいたしています。

国の目標が延長した背景を踏まえ、市の取組状況や市教委としてどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） 中尾議員の教職員の働き方改革に係る部活動の地域移行についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省は、これまで、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間とし、部活動改革の取組を進めてきましたが、令和6年12月に中間の取りまとめを行い、地域クラブ活動の理念をより的確に表すため、従来使ってきた地域移行という名称を地域展開に変更すること、また、着手期間を6年間延長し、令和13年度までを改革実行期間とすることなどの変更を行いました。

このような状況下ではありますが、本市におきましては、これまでと同様に国や県と連携しながら、様々な諸問題の解決を目指してまいります。

今年度の地域展開の現状ですが、スポーツクラブにつきましては、引き続き、豊後高田カヌークラブ

を検証モデルとし、さらに、豊後高田柔道クラブと豊後高田女子ソフトテニスクラブの2つのクラブを新たな休日の地域クラブとして検証していきます。

文化芸術クラブにつきましても、今年度新たにそば打ちクラブ、茶道クラブ、ブレイクダンスクラブを休日の地域クラブとして検証を行っていきます。

また、適切な運営及び全体の連携・調整役として、地域展開に係る総括コーディネーターを1名配置し、計画的に検証及び準備を進めていきます。

部活動検討委員会につきましては、定期的に開催し、地域展開に係る様々な諸課題の共有及び解決に向けて協議を行っていきます。

部活動指導員、地域クラブ指導者、外部指導者の現状につきましては、今年度は43名となり、昨年度より7名増員することができています。

今後も、生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会の確保及び充実した活動の実現のために、地域全体で関係者が連携して支えていくことができる持続可能な体制づくりの構築に努めることで、教職員の働き方改革にもつなげていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） ありがとうございます。先生方もいろんな働き方の問題でやはり、大変な問題が堆積をしているというふうに思っています。

給特法もそうなんですけども、やはり先生たち以外の仕事が増えて、働き方改革というものが大きな問題になっているというふうに思っています。市教委の取組については評価をしたいというふうに思いますし、また、国のほうも6年間延長して柔軟性を持ったということでありますので、引き続き、ご尽力をお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

3番目、上水道の水源確保について。

3の①、新規水源の確保について。

本市の水道事業につきましては、水源は全て地下水に頼っております。昨年の7月中旬から8月にかけて非常に雨が少なく、桂川の水位が低下をし、本市の水源の伏流水がですね、非常に影響を受けたということで、昨年の3月の議会で質問をした経緯がございます。

今年度も渇水対策ということで、早々にですね、予算計上をしていただいていることは、非常に評価をしたいというふうに思っています。

そこで質問でございます。

新たな水源を見つけるということで、どの区域、どの水系をカバーするよう考えておられるのか。

次に、どの地域、どこら辺に掘るのかということでございます。

1回目の質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 上下水道課長、近藤 毅君。

○上下水道課長（近藤 毅君） それでは、中尾議員の新規水源の確保についてお答えいたします。

昨年の夏場の猛暑により、高田小学校区、森、佐野地区及び中核工業団地に水を送っている第1水系の水量が低下し、配水池の水量確保が困難となって、節水の呼びかけをするような状況がありました。中尾議員からも、昨年ですね、上水道の渇水対策についてご質問いただいたところですが、今年度、新規水源を確保するための予算を計上させていただきました。

議員ご質問の新規水源の水系につきましては、天候に左右されやすい浅井戸を水源としている第1水系をカバーできるよう検討しております。

また、どの地域に計画しているのかにつきましては、候補地としては美和地区で、平成28年度から29年度にかけて実施した新規水源整備地の周辺を考えております。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 再質問をいたします。

3の①ということで、第1水系、いわゆる高田側をカバーするという計画。候補地としては、美和地区を考えているということで、美和地区と言うと、野部、雷地区になるんですけども、現在、新しい井戸も含めて、この地域に5か所の井戸があるというふうに認識をいたしております。他の井戸への影響、若干影響が出るのかなというふうに思っていますが、どのように考えておられるのか。

また、新たに水源を確保して、この水源から水を送るわけなんですけども、現在の水源地の着水槽、それから導水管——導水管については口径、今、既存150ミリが入っているんですけど、その辺についてどのように考えているのか。

また、その着水槽について、非常に古い施設でありますので、それから、量的なものをどのように考えているのか再質問いたします。

○議長（北崎安行君） 上下水道課長、近藤 毅君。

○上下水道課長（近藤 毅君） 中尾議員の再質問

についてお答えいたします。

美和地区ほかの水源への影響ということですが、議員がご心配されるように、新規水源の候補地として考えている地区には、既に何か所か水源がありますので、事業着手に先立ち、電気探査等を実施し、他の水源への影響についても調査したいと考えております。

また、着水槽や導水管についてでございますが、水源から夢いる幼稚園に隣接する浄水場内の着水槽を結ぶ導水管について、管の大きさは現在150ミリですが、今回考えております新規水源につきまして、導水管につきましても、導水管の現在の許容量の計算等の結果から、口径は150ミリ程度で考えております。

あと、今回の事業に関連する第1水系の着水槽につきましては、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 地下の水系ってのはなかなか分からないので、どんな影響が出るかも、やはり調査が必要だというふうに思います。

また、既存の150ミリの導水管で供用できるということでもありますので、しっかりと調査をして、新たな井戸をですね、早く見つけていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

4、高齢者対策。

4の①、補聴器の購入補助金制度について。

これは先ほど、大石議員のほうに市長から答弁で、他市に先駆け、市独自で助成制度を創設していただけたという大変ありがたいご答弁をいただきました。非常に大きな一歩だというふうに思っております。

まだこれから制度を創設するという時点で申し訳ないんですけども、補聴器の購入補助制度の具体的な対象要件や申請方法について、分かる範囲でお聞きをいたします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、補聴器の購入助成制度の具体的な対象要件、それから、申請方法についてのご質問にお答えをいたします。

制度の詳細につきましては、これから、先行する自治体等の状況調査・検討いたしますが、現時点で

想定している内容でご説明をさせていただきたいと思っております。

助成対象者といましては、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けることのできない、軽度・中等度の難聴者で、非課税世帯に属する65歳以上、いわゆる高齢者の方を対象とし、助成金額については、現在のところ2万円程度を考えております。

それから、申請の方法についてでございますけれども、補聴器の購入前に、まずは専門医を受診していただき、補聴効果や真に補聴器が必要な方かどうかの確認を行うことを検討しております。

これは、受診により聴覚障がいによる手帳の取得が見込まれる場合、障害者相互支援法により、補装具として補聴器の交付を受けることが可能となります。申請者にとっても、これはメリットと考えておりますので、そのような対応を取ってまいりたいと思っております。

その後、専門医の意見書により補聴器を使用することで、日常生活に改善が見込まれると確認をさせていただいた場合、申請書に補聴器の領収書などを添付していただいて、窓口に提出していただくということを想定しております。

なお、事業開始の時期につきましては、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、本年の10月をめどとして、次回定例会にですね、予算等を提案させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） それでは、再質問いたします。

対象としては、高齢世帯の非課税世帯、助成額として上限で2万円というふうなことでありました。

現在、補聴器購入するとなりますと、大石議員もおっしゃってございましたけど、10万円から20万円、かなり高額というふうにみられます。

そこで、対象者が非課税世帯ということであれば、助成を受けて、なお一括して購入するっていうのは、非常に難しいのかなというふうに思います。その場合、これから検討していただく助成制度にですね、併せて他の何か支援できる制度はないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、中尾議員の再質問にお答えをいたします。

補聴器などの購入に際して、一時的なまとまった支出が必要となる場合ということだろうと思いますけれども、行政側として直接的な支援制度というものはありませんけれども、高齢者、それから、障がい者などの方がですね、日常生活の便宜を図るための福祉用具の購入に対して、貸し付けを行う生活福祉資金というものがございます。

これは、一定の条件はございますけれども、無利子で一定の据え置き期間の後、分割をして返済をするというものでございまして、相談の窓口といたしましては、社会福祉協議会となっております。必要な方であってはずですね、ご相談をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） ありがとうございます。次に移ります。

5、ごみの分別について。

5の①、資源ごみ①と②の分類と、収集日の変更の周知についてということでお伺いをいたします。

今回、4月に配付されたごみのカレンダーの中を見ますと、資源ごみが①と②というふうに（聞き取れず）されて、①については月に1回、②については通常の資源ごみの第2土曜とか、それぞれ分かっているんですけども、4月からずっと私たちの地区のごみの集積所には、必ずと言っていいほど赤いテープが貼られて残っていると、これは資源ごみの時でありますけども、なかなか今までの習慣が抜けないのかなというふうに思っています。

資源ごみの①と②の分類に変更した経緯、そして、資源ごみ①は先ほど言いました1回、それから資源ごみ②となっているんですけど、これがですね、新清掃工場の供用開始に係る分別なのか、また、他に何か理由があるのか、それから先ほど言いましたけど、結構ほかの地域でも収集できていない、シールを貼られたところがあるんじゃないかなというふうに思われますので、周知についてどのように対応してきたのかお伺いをしたいというふうに思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、中尾議員のご質問の資源ごみの分類と収集日の変更の周知についてお答えいたします。

本年4月より、議員ご指摘のとおり、燃えないごみのうち、スチール缶やアルミ缶などの缶類は、資

源ごみとして回収するようになりました。また、分別方法の変更に伴いまして、収集日程の変更も行っております。

これは、新ごみ処理施設の供用開始に向けての変更となっております。供用開始後も今回の分別方法、収集日程で変更しなくてもいいようにあらかじめ対応を行ったものでございます。

変更に関しての周知につきましては、3月の市報やケーブルテレビ、分別表、それからごみ収集カレンダー等でお知らせしておりますが、市民の皆様にご認識いただくには少し時間が必要だと思っております。

変更当初は、戸惑いやお手数をかけることもあろうかと存じますが、ごみの分別、資源化にご理解いただきまして、ご協力をお願いしたいと思います。周知につきましても、引き続き努めてまいります。

また、各地区やサロンなどでもご希望がいただければ、分別や現状に関しての説明に伺っておりますので、こちらをぜひ利用いただきたいというふうに考えております。

なお、新ごみ処理施設は、12月からの供用開始を予定しておりますが、施設に関しての情報がございましたら、また市報等でお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 再質問をいたします。

12月の供用開始ということであります。市民の方々も非常に関心のある施設であり、供用開始前にですね、ごみ処理施設の見学とか、そういうことが予定されているのかお聞きをいたします。

○議長（北崎安行君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、中尾議員の再質問にお答えいたします。

新ごみ処理施設の見学につきましては、行う予定となっておりますけれども、申し込み等、開始時期などまだ詳細が決まっておりますので、また、広域事務組合より情報がございましたら、市報等でまたお知らせしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

6、伝統芸能の研修について。

6の①、草地おどりの観光イベントや行事への参加状況について。

コロナ禍が明けて以降、草地おどり保存会の出演機会も増えているというふうに思いますが、出演機会を増やすことにより、保存会のモチベーションが上がるというふうに思われます。

イベント等への出演状況、また、大阪・関西万博にも出演予定というふうに聞いております。これからの活動について伺いをいたします。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 中尾議員の伝統芸能の継承についてのご質問にお答えをいたします。

草地おどりは約300年の歴史を持ち、大分県選択無形民俗文化財にも指定をされています。昭和8年の全国郷土民謡大会で優勝、また、昭和31年には西日本郷土舞踊人気投票で1位となり、平成30年には全日本郷土芸能協会の特別表彰を受賞するなど、大分県はもとより、日本を代表する伝統芸能でございます。

草地おどりの保存・継承につきましては、昭和42年に結成された草地踊り保存会が中心となり、今日に至るまで鋭意活動しております。

また、その活動にあたりましては、多くの市内事業所で組織をします草地踊り後援会のご支援をいただいております。市もバックアップする中で、まさに市を挙げて、この伝統ある草地おどりの保存と文化継承による地域振興を図っているところでございます。

観光イベントや行事への参加状況でございますが、議員ご案内のとおり、コロナ禍により、令和2年以降、出場機会が激減し、また、保存会の練習も困難となったことから、踊り自体の継承が心配された時期もございました。

しかしながら、ようやくコロナ禍が明けた令和5年に、4年ぶりとなる高田観光盆踊り大会が開催されるなど、徐々に出演機会も増加し、それに伴い、毎週行われる保存会の練習にも熱が入り、踊りの技能も徐々に向上してきたところでございます。

近年の大きな出演といたしましては、昨年3月のハワイホノルルフェスティバル、そして同年10月には、兄弟都市である島原市での島原城築上400年記念イベントで披露し、国内外の多くの方々に草地おどりの魅力を発信してきたところでございます。

本年につきましては、5月に開催されました五月祭に出演し、今後8月には市民への一番の見せ場となる高田観光盆踊り大会、そして本定例会で関連予

算を計上させていただいておりますが、9月には国内万博では55年ぶりの出演となる大阪・関西万博に保存会をあげて参加する予定でございます。

さらに10月には、国東半島芸術文化祭のオープニングイベントに出演する予定でございます。

特に万博では、草地おどりの魅力を日本全国、そして世界各国に発信することで、大分県豊後高田市を国内外に広くPRし、豊後高田市への誘客にも努めてまいりたいと考えております。

次年度以降におきましても、出場機会を増やすことで、草地おどりのすばらしさを全国にPRするとともに、踊り子など保存会会員の技能とモチベーションの向上に寄与してまいりたいと考えております。

加えまして、多くの市民の皆様にも草地おどりの魅力を知っていただくことで、郷土の伝統芸能に対する愛着や誇りを持つことにつながると考えております。そこから派生する、踊ってみたい、参加してみたいと思っていただける方を増やすことで、踊り子の確保につなげるなど、保存会の体制強化を図り、本市が誇る伝統芸能草地おどりが、今後、将来にわたって継承されるよう努めてまいります。

議員各位におかれましても、お知り合いで参加してみたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ、加入へのお声掛けをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 大阪・関西万博に出演をするということで、非常に名誉なことだというふうに思っています。しっかりと大分、そして、豊後高田をアピールしていただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

3番、於久弘治君の発言を許します。

3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 議席番号3番、於久弘治でございます。

最初に、救急要請の相談電話、＃7119について質問いたします。

昨年の10月から、全県統一で大分市にある消防指令センターが、県内全域の消防並びに救急通報を受ける取組が開始されました。

本市でも、市民の皆さんが救急通報をされた際には、その消防指令センターの職員が情報を受け、本市の消防署に出動要請を出し、救援に向かうという体制になっています。

そういった状況下の中で、全国的にも問題となっていますのが、緊急性の低い119が多く、本当に必要な出動が遅れることや消防や医療現場に負担が増加しているとのことです。

分かりやすく言いますと、市民の皆さんの中で急な病気やけがをした時に、救急車は呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷うことがあると思われます。そういった際の判断がつかない時に、119ではなく、この＃7119に連絡していただければ、待機されている看護師や医師が症状を聞き、救急車の出動が必要かどうかの判断をし、緊急性が低い症状であれば、適切な医療機関への案内もしていただくことができます。

そういった取組により、不必要な救急出動が減ることで、救急対応職員並びに医療現場職員の負担が軽減されることにつながっていくことになります。

この＃7119については、今年の5月現在であります。都道府県では32地域、都道府県内の一部が5地域、合わせて全国37地域で導入されています。

既に運用開始しています大分市のデータになりますが、昨年10月の1か月で928件の利用があり、このうち、緊急性があり119をするように促したのが123件、427件は119を通さずに医療機関の受診を進めたとのことです。残る378件は、休日当番医の問合せとなっています。

つまり、119の通報のうち、緊急性のある通報は全体の約2割にも満たないことがよく分かります。救急電話を通報される方にとっては、119へ連絡していいかどうかの判断ができ、かつ、不要な救急出動並びに受け入れる医療体制の軽減につながるという相乗効果とも受け取れる、とてもよい取組だと私自身も感じています。

それでは、本市における救急要請の相談電話、＃7119の事業内容及び周知についてお聞かせいたします。

○議長（北崎安行君） 健康推進課長、近藤直樹君。

○健康推進課長（近藤直樹君） それでは、救急要請の相談電話、＃7119の事業内容及び周知についてのご質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、＃7119は、急なけがや病気や救急車を呼ぶべきか迷ったときに、医師や看護師など専門家に電話で相談できるサービスでございます。

大分県では、大分県救急安心センター運営事業として、令和6年10月に大分市が先行実施をしておりますが、豊後高田市を含む県内全域の事業開始は、

本年7月1日からとなり、実施することとしております。

周知方法については、市報7月号やホームページにより周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） ＃7119の導入については、本市でも既に本年度、令和7年度の予算に計上されてはいましたが、市民の皆さんにぜひとも利用していただきたいがために、今回質問させていただきました。

皆さんの誰もが、ご本人や関係者の方々が急なけがや病気をされた際にはパニック状態になり、症状の程度が判断されることなく、119に通報されることがほとんどだと思います。症状が明らかに緊急を要する際には119に通報していただき、判断が迷った際には＃と7を押して、119に問い合わせさせていただきをお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限について質問いたします。

市民の皆さんの中でも経験された方もおられるかと思いますが、病院で診察を受ける際にマイナ保険証を提示し、専用機械で読み取ろうとした際に、なぜか読み取れずにいると、窓口の事務職員の方から、有効期限が切れていますのでお住まいの市役所で確認してくださいと言われたことがあるのではないのでしょうか。お恥ずかしいことに、私もマイナンバーカードを入手してからかなり経過していたため、有効期限が切れていることに気づかないまま、病院で利用したことがありました。

マイナ保険証を管理する全国保険医団体連合会、通称保団連が、今年の2月から4月にかけて、所属する医療機関に、昨年の12月以降に何らかのトラブルを経験した内容について調査したところ、回答のうち、有効期限切れは31.0%で、昨年の8月から9月の調査では14.1%であったことに比べ、大幅に増加していることが分かります。

現段階では有効期限切れの際の対応として、従来の健康保険証で受診資格を確認されているようにもありますが、従来の健康保険証が利用できるのは最長でも今年の12月までとなっているため、有効期限切れをできるだけ少なくしていく取組を進めていく必要があると思われます。

市民の皆さんがお持ちのマイナンバーカードは、健康保険証機能をひもづけていることから、マイナ

保険証の有効期限は、マイナンバーカードに記載されていますカード自体の10年間の有効期限ではなく、その下に記載されています5年間の電子証明書としての有効期限が関係しています。市民の方も一度はご本人のカードを見て、確認されてみてはよいかなと思います。

このマイナンバーカードは、既にひもづけされていますマイナ保険証だけでなく、希望される方については、マイナ免許証といった運転免許証もひもづけできるようにもなっています。

そのため、いま一度マイナ保険証として利用していくために必要なマイナンバーカードの電子証明書の有効期限並びにマイナンバーカードの電子証明書の期限が切れた際のマイナ保険証について知っていただくことが大事であると思われます。

それでは1点目に、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を迎えた場合の更新について。

2点目に、マイナンバーカードの有効期限が切れた場合のマイナ保険証の取扱いについてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 市民課長、田中良久君。

○市民課長（田中良久君） マイナンバーカードの電子証明書の有効期限についてのうち、1点目のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限を迎えた場合の更新についてのご質問にお答えします。

電子証明書の有効期限につきましては、年齢にかかわらず、電子証明書の発行から5回目の誕生日までとなります。

電子証明書の有効期限を迎えた場合の更新につきましては、期限の3か月前を目途に、地方公共団体情報システム機構から有効期限をお知らせする有効期限通知書がご自宅に送付されるもので、マイナンバーカード、暗証番号、有効期限通知書をお持ちいただき、各庁舎の窓口にて更新することができます。

各庁舎の窓口にて、電子証明書の有効期限の3か月前から更新手続を行うことができますので、忘れずにお早めの更新手続をお願いします。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） マイナンバーカードの電子証明書の有効期限についてのご質問のうち、電子証明書の有効期限が切れた場合のマイナ保険証の取扱いについてお答えいたします。

マイナ保険証は、マイナンバーカードの利用者証

明用電子証明書を用いて、保険資格の確認を行っております。この電子証明書の有効期限は、先ほども答弁がありましたように、発行から5回目の誕生日までとなっておりますので、有効期限が到来したマイナンバーカードを引き続きマイナ保険証として利用するためには、電子証明書の更新手続が必要となります。

しかしながら、電子証明書の有効期限が切れても、すぐにマイナ保険証の利用ができなくなるわけではなく、有効期限の3か月後の月末までは、引き続きマイナ保険証として利用することができることとなっております。

国民健康保険では、電子証明書の有効期限が切れた被保険者に対しましては、先ほどご説明しましたとおり、有効期限が切れた後も、3か月間は引き続きマイナ保険証として利用できますが、有効期限が切れた後も更新手続がなされていない被保険者に対しましては、3か月間が経過する前に、職権により資格確認書の交付を行い、被保険者が切れ目なく必要な保険診療を受けられるようにいたしているところでございます。

なお、電子証明書の有効期限の3か月後の月末までに更新手続がなされない場合には、マイナ保険証の利用登録は解除され、利用ができなくなってしまうので、マイナンバーカードの電子証明書の更新に係る通知書が届きましたら、お早めに更新の手続をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 1点目のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限を迎えた場合の更新についてですが、有効期限が切れる3か月前には国からお知らせが届き、届いてから、その3か月以内に更新手続を行い、もし仮に更新手続期限が切れたとしても、市役所の市民課の窓口で更新手続ができることがよく分かりました。

市民の皆さんへのお願いがございます。お仕事等の都合で時間が取れない方もおられるかと思いますが、更新手続のお知らせが届いた際には速やかに手続を行っていただくようお願いいたします。

それでは、2点目のマイナンバーカードの有効期限が切れた場合のマイナ保険証の取扱いについては、再質問いたします。

先ほどの課長の答弁では、国民健康保険対象者についてのマイナンバーカードの有効期限が切れた場

合のマイナ保険証の取扱いのように感じられましたが、75歳を過ぎた後期高齢者についてはどのような取扱いになるのかお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） それでは、再質問にお答えいたします。

ご質問のありました後期高齢者医療保険につきましても、ご案内のとおり、マイナンバーカードに保険証利用の登録を行っていれば、マイナ保険証として利用することができますが、先ほどご答弁しましたとおり、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた後も、3か月間は引き続きマイナ保険証として利用できますので、マイナンバーカードの電子証明書の更新の通知が届きましたら、お早めに更新のお手続をしていただけたらと思っております。

一方で、国民健康保険の取扱いとは異なり、現在、後期高齢者医療保険におきましては、後期高齢者が新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由により、マイナ保険証への移行に一定の期間を要すると見込まれることから、国において、令和6年12月2日以降の後期高齢者医療保険の新規加入者等に対し、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、職権で資格確認書の交付を行うという国の暫定運用がなされており、その暫定運用が令和8年7月末まで継続されたところでありますことから、本年8月の一斉更新の際には、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、全ての後期高齢者医療保険の被保険者には、資格確認書が職権で交付されることとなっております。

これによりまして、現在、マイナ保険証をお使いの後期高齢者が、仮にマイナンバーカードの電子証明書の更新を忘れて3か月が経過してしまった場合、マイナ保険証は利用できなくなりますが、今でしたらお手元には本年7月末まで有効の保険証、あるいは資格確認書を既にお持ちであり、また、先ほどご説明しましたとおり、8月以降は全ての後期高齢者医療保険の被保険者が資格確認書をお持ちとなりますので、そちらをお使いいただくことにより、切れ間なく、必要な保険診療を受けられることとなっております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 電子証明書の有効期限が切れた場合のマイナ保険証の取扱いについては、先ほどの課長の答弁により、私自身もよく理解すること

ができました。しかしながら、マイナンバーカードとともに、そのカードにひもづけされたマイナ保険証との関連性並びに機能について、まだ理解されていない市民の方も多くおられるかと思われ、担当されています市民課並びに保険年金課に問合せがあると思われます。その際には、市民の方に対して、ぜひとも丁寧で、かつ快い対応をしていただくことをお願いいたします。

最後に、若年世代への防災教育について質問いたします。

巨大地震並びに豪雨災害に向けての防災・減災へのしっかりした取組については、現在、全国でもかなり展開されつつあります。本市でも、また、市民の皆さんと防災訓練や防災・減災講習などを頻繁に行い、防災・減災への意識づけが高まっているようにも感じられています。そういった中、若年世代、つまり市内の小学校、中学校の生徒に対しましても、何かしらの防災・減災への学習を行っているのではないかと思います。

お隣の宇佐市では、県内ニュースでも報道されていましたが、地元の小学生と高校生が一緒になって、土のう作りや段ボールを利用した簡易ベッドを作るなど、生徒同士が楽しみながら体験学習を行っていた様子を拝見いたしました。また、玖珠町では、震度6強の地震が起こった際にどのようなことが起きるのかを仮想現実で体験できるVRを使った防災学習を行ったとも聞いています。

このように県内の各市町村でも、生徒に向けた防災・減災体験学習が取り行われていることから、市民の皆さんにおかれましても、私自身と同様に、本市の小中学校ではどのような取組がなされているのかについて、関心がある方もおられるかと思われます。

それでは、本市における若年世代への防災教育の現状並びに今後の取組についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） 於久議員の小中学生の防災教育の現状と今後の取組についてのご質問にお答えいたします。

まず、現状について説明させていただきます。防災教育につきましては、児童生徒が災害時の危険を認識し、自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時や事後に地域や団体の安全に貢献できる能力を育むこと、そして、災害から学び、安全・安心な社会を築くことを目指してい

ます。学校には様々な立場の子どもがいますので、一人一人の発達状況に応じた指導がとても大切になってきます。

各学校におきましては、その観点に留意した積上げ式のカリキュラムを作成し、各教科等において自然の持つ恵みと災いの2つの側面から知的な理解を深めていき、そこを基盤とした保護者や地域の方々、各種団体等と連携した立地状況に応じた実践的な訓練を行っています。

具体的な取組といたしましては、全小中学校において、地域安全マップを活用した学習を進めるとともに、小学校においては、子どもたちが地震の揺れの怖さを実際に体験し、地震に対する正しい知識・行動が身につけられるよう、地震体験車を活用した学習を行っています。

そのほかにも各学校において、家庭や地域、各団体と連携した家庭への引渡訓練や焚き出し体験の実施、スーパーボランティアの方を招いての講演会や土のう作成、実践で使えるロープの結び方講習など、工夫を凝らした取組を行っています。

また、様々な災害からの避難を想定して、避難場所までの安全な移動と上履きを履き替えずにそのまま逃げられるように、令和5年度から中学校の上履きを小学校と同様に、かかとのある履物に移行しています。

今後につきましては、これまでの取組を生かしつつ、各学校の立地や施設の構造、生徒の実情等を踏まえた上で、それぞれに適した訓練や防災指導のさらなる充実を図るとともに、保護者や地域住民と協力した防災教育及び訓練を積極的に推進していき、子どもたちの命と安全を最優先に考えた実効性のある防災教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 本市でも、県内他の市町村と同様に、小中学校で防災・減災教育を行っていることは、先ほどの課長からの答弁で大変よく分かりました。我々大人は、成長により伴った様々な情報から、防災・減災への取組がある程度理解しながら吸収することができますが、若年世代である小中学校の生徒たちに同様な取組を行っても、理解しづらい面が多くあるように思われます。

自然が必ずしも怖いものではなく、共存していくものという教育概念も合わせた、若年世代にも受け入れやすい防災・減災教育を今後とも進めていただ

くことをお願いし、私からの質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

4番、毛利洋子君の発言を許します。

4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 議席番号4番、毛利洋子でございます。

初めに、さきの市長選、大変おめでとうございます。市長の地域の活力は人という信念、人を育み、人を大切にするという思い、これからも期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1番目、住宅確保要配慮者への支援について伺います。

誰にとっても住居というのはとても大切なものです。しかし、全国の高齢者の4人に1人は、年齢を理由に、賃貸住宅の入居を拒まれたことがあるという調査もあり、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現が望まれています。

また、賃貸住宅の大家の立場からすれば、家賃の滞納や様々なトラブルなど、対応しきれないリスクを想定し、高齢者や障がい者、被災者などの入居を断りたいという気持ちも理解できます。そして、住宅への入居手続がスムーズに進まない方は、どこに相談したらいいのかも分からないと思います。

そういったことから、国では住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住宅セーフティーネット法を改正し、都道府県が指定する居住支援法人等が大家と連携し、日常の安否確認を行う居住サポート住宅の供給を推進したり、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を図っております。

そこで、本市における住宅確保要配慮者からの相談状況についてお尋ねします。また、市内で指定を受けている居住支援協議会があるのかお尋ねいたします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、住宅確保要支援者への支援についてのご質問のうち、相談状況についてお答えを申し上げます。

住宅セーフティーネット制度における住宅確保要配慮者とは、高齢者、被災者、低額所得者、それから障がい者、高校生以下の子どもを養育している者や外国人、それからDV被害者、犯罪被害者、生活困窮者、更生保護対象者などで、様々な要因により

住まいの確保が困難な者で、その対象者は多岐にわたっております。

こうしたことから、相談の窓口といたしましては、それぞれの対象者が日頃の相談を行う窓口で対応しているところでございます。なお、相談状況でございますけれども、これまで住宅の確保が困難で、本市への居住ができないなどの具体的な相談を受けた事例は、現在のところございません。

しかしながら、これらの住宅確保要支援者からの相談を受けた場合には、関係機関と連携するなどし、適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 都市建築課長、近藤保博君。

○都市建築課長（近藤保博君） それでは、毛利議員の住宅確保要配慮者への支援についてのご質問のうち、②の市内で指定を受けている居住支援協議会についてご答弁申し上げます。

居住支援協議会は、低所得者、高齢者、身体障がい者、子育て世帯、独り親世帯、被災者など、住宅の確保に特に配慮を要する人が、民間の賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織で、市、不動産関係団体、社会福祉法人等の居住支援団体などで構成されます。

居住支援協議会は、住宅セーフティーネット法に基づき、平成27年頃から議論されておりまして、令和7年10月からは設立が努力義務化されることとなりました。その設立に当たっては、住宅担当課と福祉関係課が共同して推進するということとなっております。

居住支援については、主に都会において公営住宅に空きが少ないために、例えば単身高齢者などが民間賃貸住宅を借りようとしても、家賃の滞納であったり、死亡後の残置物の処理、孤独死などの家主側の不安によりまして、賃貸を断られるケースがあることから、協議会を組織して、官民の連携により、家主と住宅確保要配慮者の双方が安心して住宅を貸し借りできる市場環境を整備しようとするものでございます。

これまで、住宅担当である都市建築課が音頭を取りまして、福祉関係課と幾度か勉強会を行ってまいりましたが、現状として、住宅確保要配慮者が出た場合は、市営住宅への入居で対応できますし、また、そうした相談事例もないということでもありますので、本市のような小さい自治体においては、現時点では協議会を設立するほどの状況はないという

ふうに考えております。

今後も、居住支援に関する情報収集に努め、調査・研究を進めるとともに、住宅確保要配慮者の事例が発生した場合には、関係課との連携を図り、サポートに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 先ほどのご答弁の中で、本市の相談状況はほとんどないということですが、そのため、現時点では市内で指定を受けている居住支援協議会はないということですが、困っている人はおられます。その受皿となる官民が連携する居住支援協議会による支援の提供ニーズは、今後ますます高まってくると思います。ぜひ今後に向け、協議会設立の早期の検討を要望して、次の質問に移ります。

2点目、市営住宅の現状と今後の活用について伺います。

これまで市民の皆様から、市営住宅への入居の希望をしているというご相談をたくさんいただいております。市民の生活の安定に寄与する市営住宅は、高齢化、空き家の増加、多様な課題に直面しています。

市営住宅の入居状況について、現状を改めて伺います。

1点目、現在の入居住宅の戸数、入居数、空き家数はどのような状況ですか。

2点目、入居希望者、高齢者所帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人住民などの入居希望者のニーズに沿った対応について。

3点目、建物の老朽化及び修繕、建て替えの計画について伺います。

○議長（北崎安行君） 都市建築課長、近藤保博君。

○都市建築課長（近藤保博君） それでは、毛利議員の市営住宅の現状と今後の活用についてお答えいたします。

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設でございます。

まず、1点目の市営住宅の入居状況についてですが、本年5月末現在の都市建築課が所管する市営住宅の入居状況につきましては、老朽化が著しく、募集を停止している政策空き家を除きまして、入居可能な市営住宅は戸数が349戸で、現在の入居世帯が322世帯、入居率は92.3%ということになっております。

それから、2点目の入居希望者のニーズに沿った対応ということでもありますけれども、これまでは、あまり議論してこなかったんですけれども、例えば高齢者が森住宅なんかの3階、4階に上がるのはとてもきついと、そういった声を聞くこともございますので、今後については、低層階に空きが出た場合——1、2階に空きが出た場合には、例えば高齢者を優先しますとか、そういった募集の方法も検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、また、例えばDV被害者とか災害避難の場合にも、緊急避難的な対応につきましても、相談窓口の担当課との連携によりまして、優先入居など、現に柔軟に対応しておりますので、今後いろんな問題に柔軟に対応していきたいと考えております。

それから、3点目の老朽化対策についてですが、市営住宅は1970年代に建築した住宅が多く、全体的に老朽化が進んできておりまして、老朽化が著しく募集を停止している政策空き家のほかにも、内部の大規模修繕が必要なために、一時的に募集を停止しているものも数戸あります。

そこで、平成24年度に第1期、令和3年に第2期の豊後高田市営住宅長寿命化計画を策定いたしまして、住宅ストックの維持管理や更新に努めてまいりました。

近年では、平成28年度から30年度にかけまして、白石及び西土居住宅の建て替えを行うとともに、大村第2団地などの外壁の塗り替えや屋上防水の補修など、国の社会資本整備総合交付金を活用して、年次計画によって建物の長寿命化にも取り組んでおります。また令和6年度からは、経年による内部の老朽化で大規模な修繕が必要となることから、一時的に募集を停止しておりました森住宅及び夏目改良住宅の空き部屋の改修を進めておりまして、令和6年度において、森住宅を2戸、夏目改良住宅1戸の改修を実施しました。本年度におきましても、森住宅2戸、夏目改良住宅1戸の改修を予定しております。さらには、2階建ての長屋につきましても、今後、内部の改修を進めていけるよう、本年度において設計を実施する予定としております。

市営住宅につきましては、市民生活に今なお重要な役割を果たしており、今後も長寿命化計画に基づく施設の維持管理、更新に努めるとともに、高齢者や身体障がい者の方なども生活しやすい環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 1点だけ再質問いたします。

先ほどの答弁の中で、皆さんから要望をいただくのは、やっぱり、市内では森住宅ということで、1階が空いてないかということで何回も抽せんに落ちたりとかそんな様子なんですけど、予約等はできないのでしょうか。

○議長（北崎安行君） 都市建築課長、近藤保博君。

○都市建築課長（近藤保博君） それでは、再質問にお答えいたします。

公募を原則にしておりますので、予約というのがなかなか難しいような状況です。空きが出た時には同じ土俵に一旦立ってもらって、先ほどもでも言いましたけども、例えば高齢者の世帯とかいう場合には、今後ですね、例えば1、2階を募集した時にですね、高齢者の世帯が申し込んだ時には優先しますとか、そういった形での募集を検討していけたらというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございます。今後、良好な居住環境の整備計画をよろしく願いいたします。

続きまして、3点目の質問にいきます。

ビジネスケアラーについてです。皆さんご存じでしょうか。

ビジネスケアラーは、ワーキングケアラーとも呼ばれ、仕事をしながら家族の介護をする方のことです。家族介護者の4割に相当すると言われております。

介護、看護を理由に離職した数は多く、2030年における経済損失は約9兆円と推計されています。国による育児・介護休業法の法整備は進んでいますが、仕事と介護の両立や介護者の心身の負担軽減などに対して、十分な支援があるとは言えない状況です。

高齢化が進む中で、働く世代が家庭内での介護を担う状況が急増しており、企業や行政にとっても重要な社会問題になっています。特に40代・50代の中堅社員層において、仕事と介護の両立に悩むケースが多く、年間約10万人が介護を理由に離職しているとの推計もあり、仕事と介護の両立できる支援が求められています。支援を有効的なものにするためにも、上司や職場、そして、社会の理解と協力が欠かせないと思います。

そこで質問いたします。本市におけるビジネスケ

アラーの実態把握やその対策の必要性はどのように認識していますでしょうか。お願いします。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 本市におけるビジネスケアラーの実態等についてのご質問にお答えをいたします。

議員のご案内のとおり、少子高齢化の進展により、仕事をしながら家族などの介護に従事する、いわゆるビジネスケアラーが全国的に増加をしております。

経済産業省によりますと、ビジネスケアラーの人数は、令和2年度では262万人ですが、令和12年には約318万人もの数になると推測され、仕事と介護の両立が困難となり離職する介護離職者の数も毎年約10万人に上るとされております。

本市におきましては、現時点では事業者等からビジネスケアラーに関する相談等はなく、該当する人数についても実態把握まで至っておりませんが、少子高齢化が進展する中で、今後、ビジネスケアラーの増加が危惧されるところでございます。業種を問わず人材不足が深刻化する中で、ビジネスケアラーの増加は労働時間の減少や介護離職につながり、人材不足がますます進行することが懸念されております。

特に本市では、中小事業者が多くを占め、事業規模が小さくなるほど、人材不足の影響を受けやすくなります。従業員の介護離職や休職が発生すれば、代替人員の獲得が困難となり、事業継続に与える影響も大きくなることから、本市といたしましても、ビジネスケアラーに対する支援は、地域経済の発展を考える上でも重要な問題であると認識しております。

その対策といたしましては、ビジネスケアラーに対する経営層の意識啓発の周知が不可欠であると考えております。仕事と介護の両立をめぐる問題の解決には、全ての事業者の協力が必要となることから、経済産業省では、事業者が取り組むべき具体的な事項を示した仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドラインを策定しております。

本市といたしましては、本ガイドラインを事業者や市民に対し、市のホームページや市工業連合会などを通じて積極的に周知することなどにより、仕事と介護が両立でき、誰もが働きやすい労働環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） それでは、再質問いたします。

それでは、国等の支援はどのような支援があるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） それでは、毛利議員の再質問にお答えいたします。

ビジネスケアラーの支援につきましては、育児・介護休業法におきまして、要介護状態にある対象家族1人につき、最大5日間取得できる介護休暇や対象家族1人につき3回まで、通算で93日まで取得できる介護休業など、多くの支援が定められております。

本法律は昨年5月に改正され、本年4月から段階的に施行されておりますけれども、介護離職を防止するため、介護休暇の取得要件が緩和され、継続雇用期間6か月未満の方も対象となりました。また、介護休業・介護両立支援制度に関する研修を実施するなどの雇用環境整備を行うことや、介護に直面した旨の申出をした労働者に対しまして、介護休業などについて、個別に周知することなどが義務化されたところでございます。

このようなビジネスケアラーに対する育児・介護休業法に基づく支援制度につきましては、厚生労働省によりまして、企業のための仕事と介護の両立支援ガイドを作成しているところでございます。

本市といたしましても、このような支援ガイドと合わせ、先ほどご説明をした経営者向けガイドライン、こういったものを事業者や市民に対して周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございます。今後、誰もが働きやすい職場環境づくりに働き方改革を進めることが、人材の確保や多様な人材の活躍にもつながると思いますので、さらに対策を考えていただきますよう要望いたします。

それでは、最後の質問にいきます。

災害ボランティアについてお伺いします。

本市においても地震・豪雨・台風など、多様な災害リスクが存在する中、市民や団体によるボランティア活動の重要性がますます高まっています。昨年8月、本市の豪雨災害で経験をしました被災地における現場対応の課題と平時からの準備の重要性を実感しました。

1点目として、前回の3月議会で災害ボランティアの募集について一般質問をいたしました、その後の状況についてお尋ねします。

2点目は、ボランティアの募集は、一般の方以外にも市内の事業所にお願ひし、従業員に声かけをしてもらったり、外国人技能実習生にも参加してもらえば、よりよいことができるのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

3点目は、いきなりボランティアとして被災地で活動するより、事前に様々な知識を持った上で活動するほうが効率的だと思いますが、災害ボランティアを養成する講座の開催についてなどの見解をお伺いします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、災害ボランティアについてのご質問にお答えをさせていただきます。

本年第1回定例会でもご答弁を申し上げましたとおり、これまでも災害ボランティアの活動につきましては、社会福祉協議会が主体となり、取組を進めていただいております。平成26年には、市と社会福祉協議会、そして、関係団体による豊後高田市災害ボランティアネットワーク会議を設立いたしました。

その後は、令和3年6月に、市と社会福祉協議会の間で、災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定を締結いたしました。この中で、社会福祉協議会がセンターの設置、そして、運営を行っていただくこととしております。その社会福祉協議会において、現在、昨年8月に発生をいたしました台風10号被害を教訓に、新たな形で災害ボランティアネットワークの再構築に向けて、取り組んでいただいているところでございます。

ご質問の災害ボランティアの現状についてでございますが、新たに本年4月から、災害発生後の迅速な活動へつなげるため、災害ボランティアの事前登録制度を開始いたしました、まだまだ登録者の方は少ない状況でございます。募集につきましては、社協だよりをはじめ新聞掲載、それから自治委員さんや民生委員さんへのチラシの配付に加え、市報6月号への掲載など、市も連携する中で各種情報媒体を活用し、広く呼びかけているところでございます。

次に、ボランティアへの企業などへの参加要請についてでございますが、現在、募集しております事

前登録制度では、個人に加え、団体での登録枠も設けておりますことから、市内企業や事業所を始めNPO、任意団体などにも呼びかけを行っているようでございます。また、近年増加する外国人技能実習生への働きかけにつきましては、受入れ側の体制整備が十分に整っていないこともありまして、現状では、なかなか難しいというふうに向っております。

最後に、災害ボランティア要請講座についてでございます。

本年度は、実践を想定した体験型の講座を2回予定し、その1回目といたしまして、現在、事前登録をいただいている方や関係者などを対象に、今月27日に第1回災害ボランティア研修会を開催することとされております。これは、有事の際に迅速かつ円滑なボランティア活動やボランティアセンターにおける初動などについて理解を深める訓練とお聞きをしております。

何分にも、こうした取組はマンパワーが必要となります。市民の皆様におかれましては、積極的に災害ボランティアへご登録をいただきますよう、この場を借りてお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 再質問をいたします。

活動する市民ボランティアの安全管理、特に高齢者など、多様な市民の皆様が安全に活動できる体制等について、保険加入状況などどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、ボランティア活動について、再質問にお答えをいたします。

基本的にボランティアへの参加につきましては、年齢等の制限は設けておりません。ただ、未成年の方については、保護者の同意などをいただくこととしております。それから、登録をいただいた後にはですね、先ほど申し上げましたように、社会福祉協議会の講習会と申しますか、そういった訓練も実施をしてまいることになろうと思いますし、当然、ボランティア活動への参加につきましては、実際の活動につきましてはですね、自己負担なくボランティア保険などを加入いただくということになっているようでございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございます。

最後に、本市の災害対応について、市民が助ける側にも助けられる側にもなり得ることをおき、共助の力を最大化する仕組みを今こそ整えていただきますよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（北崎安行君） ここで、しばらく休憩します。

午後2時45分に再開いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、阿部輝之君の発言を許します。

7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） こんにちは。議席番号7番、豊友クラブの阿部輝之でございます。

通告に基づき、一般質問を行います。今回は2項目について質問いたします。

まずは、佐々木市長、3期目ご当選おめでとうございます。今期の4年間も体調には十分注意をされて、行政のかじ取り役をよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まずは、1点目は、香々地地区に計画されている道の駅についてお尋ねいたします。

道の駅の建設については、市民の皆様が大変期待しています。現在、一部の造成工事が行われていますが、これからどのようになるのか、市民の方によく聞かれます。進捗状況や今後のスケジュールについて、市民の方に分かりやすく説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 地域総務二課長兼水産・地域産業課長、奥田浩中君。

○地域総務二課長兼水産・地域産業課長（奥田浩中君） それでは、議員のご質問の香々地地区に計画している道の駅の進捗状況についてお答えします。

香々地地区に計画している道の駅につきましては、農林水産省の振興、長崎鼻キャンプ場と連携した観光振興による交流人口の増加と雇用の創出を行うことで、定住人口の増加による農山漁村の活性化を図ることを目的に、農林水産省の農山漁村振興交付金を活用して、令和6年度より事業を実施してまいりました。

令和6年度は、道の駅建設計画地の用地交渉を進

め、併せて用地測量、用地の造成設計、建築の実施設計を行いました。また、先行取得した国道に面した用地につきましては、既に農地転用の許可を得ており、国東市、東部振興局から公共工事の残土の受入れを行いました。さらに、造成する用地の西側の一部に擁壁工事を実施したところでございます。

なお、建築の実施設計につきましては、本年度9月末に完了予定で、用地購入につきましては、登記終了後の本年度10月末に完了予定でございます。

今後の事業スケジュールでございますが、本年度、用地全体の造成工事と給水施設設置工事を実施します。令和8年度には建築工事、駐車場整備を行い、令和9年度に厨房機器、什器類等の備品を設置し、令和9年の夏頃、オープンを予定しております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） ありがとうございます。再質問をいたします。

農林水産省の交付金を活用して事業実施していることや令和9年の夏頃のオープンを予定していることなど、よく分かりましたが、令和8年度には、本体工事や駐車場整備を行う予定のようですが、規模についてお尋ねいたします。

建築面積はどのくらいなのか。また、施設としては、どのようなものを考えているのか。駐車場については、大型バスや普通車がそれぞれ何台ぐらい駐車できるようにお考えなのか、お答えできる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 地域総務二課長兼水産・地域産業課長、奥田浩中君。

○地域総務二課長兼水産・地域産業課長（奥田浩中君） それでは、阿部議員の再質問にお答えします。

実施設計業務につきましては、繰越しをしておりますが、完全に出来上がっていないため、確定ではございませんが、施設につきましては、木造平屋建てを予定しております。施設内スペースとしては、レストラン、直売所、テナントショップで約520平方メートル、加工スペースが約120平方メートル、そのほか24時間利用できる別棟トイレが約70平方メートル、駐車場は普通車が約100台、大型バスは3台程度のスペースを備える施設を建設予定でございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） 大変詳しくお答えいただき、ありがとうございました。

冒頭でも申し上げましたが、この道の駅については、市民の皆様は大変期待しております。すばらしいものができるように、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問をいたします。

香々地地区の耕作放棄地についてですが、香々地地区では、どの地域でも耕作放棄地が目立つようになりました。そのような中で、特に、香々地の玄関口ともいえる樋ノ口地区の国道213号を挟んで南側や北側は、年々耕作放棄地が多くなっているように思えます。ヨシだけではなく、雑木などが茂っているところなどがあり、イノシシなどが住みついていると聞いています。景観を損ねるだけでなく、危険でもあります。このままでは、耕作放棄地がますます増え、ジャングル化するのではないかと危惧いたしております。

この場所は、かんがい用水の不足や作業用道路が狭いなど、耕作しづらいため、耕作放棄地が増えているのかもしれませんが、農業振興地域農用地でもあり、整備がなされれば耕作者も増えるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、その他の地域などでも、耕作の担い手不足などで、耕作が困難になっています。このような状況に対し、農地の活用に向け、何かよい手だてはないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼農業振興課長、川口達也君。

○市参事兼農業振興課長（川口達也君） それでは、香々地地区の耕作放棄地の活用についてお答えします。

農業を取り巻く状況が大きく変化する中、本市においても、集落などにおいて少子高齢化が進み、農業分野におきましても、耕作の中止や後継者、担い手不足などにより、農地での営農や維持管理が困難になり、そのまま農地が荒廃していく場合も増えてきております。

先ほど、議員ご指摘の香々地樋ノ口地区周辺においても、一部荒廃が進んでいるエリアもあります。また、その反対側となります浜地区周辺でも水稻を中心に耕作が行われておりますが、農業用水利の確保など苦労が多いと聞いております。

このエリアについては、圃場整備が行われず、山側の地域では、従来から作業用道路がなく、農機具の進入が不便で作業が行いにくい場所であったこと、海側の地域も含め、背後にありました後野ため池が

廃止され、水利確保が地域の中を流れる水系からのみとなったことなどから、現在に至っていると思われます。

今後については、当エリアの地元の皆さん、農地所有者、農業委員、農地利用最適化推進委員など関係者のご意向を聞くとともに、この場所で生産活動を行う意欲のある生産者がおられるかどうか、おられる場合の栽培品目など、個々の営農計画を踏まえながら、農地をどう利用するか、誰にどう集積させていくのか協議を行い、その内容により、耕作放棄地解消に向けた局所的な対策、農地の基盤整備による対策等、地域の農地を維持していく上で最も適した対策を講じていきたいと考えております。

また、現在耕作されている農地について、担い手が不足しているなどからの貸し借りのお考えがある場合については、農地中間管理事業による賃貸借もありますので、ご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（北崎安行君） 7番、阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） ありがとうございます。再質問は行いませんが、ご答弁にもありましたように、高齢化や後継者、担い手不足などにより、荒廃面積が増加しているのだと思います。圃場の整備がなされれば、借り手なども増加するのではないかと考えますが、農地所有者や関係機関などと協議していただけるとのことなので、早急に対策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

2番、在永 恵君の発言を許します。

2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 議席番号2番、在永 恵であります。

まずもって、佐々木市長におかれましては、3期目のご当選おめでとうございます。今後も豊後高田のかじをよろしくお願いいたします。

では、質問に入りたいと思います。

1つ目が、発がん性が指摘される有機フッ素化合物についてであります。

大分県が今年の1月に公表した2023年の調査結果では、大分市の松岡の井戸2本で国の暫定目標値の水1リットル当たり50ナノグラムを大きく超える510ナノグラム、290ナノグラムが検出されましたと発表がありました。

有機フッ素化合物について、県内は地下水の調査

範囲を広げて検査を進めているとあります。県環境保全課などによると、有機フッ素化合物の調査は、水道水とは別に主要河川の水、地下水を対象に、国、県、大分市が取り組んでいます。

2024年度は、大分市に加え、全国的に多く検出されている空港や自衛隊駐屯地の付近を県が調査しております。別府市でも2本、豊後大野市、国東市、玖珠町で各1本を対象にしております。2025年度は、大分市のほかに津久見、竹田、由布、国東、日出の5市町村で予定しているようですが、そこで質問です。

以上のことに對し、豊後高田市はどのように捉えていますか。また、有機フッ素化合物についての説明も加えてお願いをいたします。

○議長（北崎安行君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、在永議員のご質問の発がん性が指摘される有機フッ素化合物についてお答えいたします。

まず、有機フッ素化合物というのはどういうものかといいますと、多くの生活用品に使用されている物質でありまして、自然界では分解されないという特徴を持っております。水や油をはじく効果だけでなく、熱に強い効果もありまして、フライパン、それから炊飯器の内釜のコーティング、それから防水服など、身近なものに使われております。

ただ、この物質については、発がん性などの健康に影響がある可能性や環境への残留性が問題視されておまして、現在は製造されておられません。そういった物質でございます。

それでは、議員ご質問の有機フッ素化合物の調査につきましては、先ほど、議員のほうから話がありましたとおり、水道水とは別に、主要河川の水や地下水を対象に、国、県、大分市が実施しております。

地下水の調査については、先ほど説明がありましたとおり、2024年は全国的に多く検出されている空港、それから、自衛隊駐屯地付近を県が調査を行っております。大分市、それから、別府市、豊後大野市、国東市、玖珠町で、2025年度は大分市のほか、津久見市、竹田市、由布市、国東市、日出町の5市町で予定をしているようでございます。

調査を実施しております県の環境保全課のほうに今後について質問をしたところですね、今年度は豊後高田市については調査の予定がないということですけれども、来年度の調査地点については、今後検討を行うというふうな回答がございました。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 上下水道課長、近藤 毅君。

○上下水道課長（近藤 毅君） それでは、在永議員のご質問のうち、有機フッ素化合物の上水道に係る検査についてお答えいたします。

水道における有機フッ素化合物については、令和2年に水質管理目標設定項目に位置づけられ、これは水質管理上留意すべき項目ということで、検査の義務はない項目ですが、暫定目標値として1リットル当たり50ナノグラムという数値が示されました。

これを受けて、本市では、令和3年度から任意の検査で水道水の有機フッ素化合物の検査を実施しております。市内の2か所、桂川を挟んで高田側の水系1か所と玉津側の水系1か所で年1回検査を実施してきており、有機フッ素化合物は検出されておられません。

また、令和6年度からは検査の箇所を追加し、水道事業として市民の皆様へ供給している全ての水について、全9か所、年1回の検査を実施しており、いずれも有機フッ素化合物は検出されておられません。そして、今年度も同様の検査を予定しております。

令和8年度からは、有機フッ素化合物につきましては、水質基準項目に位置づけられ、水道水に係る検査が任意から義務になりますので、それに沿った形で検査を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） はい、ありがとうございます。実は、これは大分合同新聞に大きく取り沙汰されていまして、今回の質問をさせていただきまして。特に豊後高田は、上水道、また、上水道ではない地区もボーリング、井戸等が多く使われております。今の答弁を聞きまして安心しました。

では、次の質問に入りたいと思います。

次が、2番、感震ブレーカーの必要性の広報及び普及推進体制の構築についてであります。

感震ブレーカーは、消防庁によりますと、令和6年能登半島の地震で輪島市において発生した大規模火災の教訓を踏まえ、感震ブレーカー等の普及促進を目的として、各都道府県防災支局部長宛てに通達されました。

輪島市の大規模火災では、当初、LPガスが原因である可能性も指摘されましたが、その後の調査で、電気火災が主な原因であるということが判明しました。このことから、ガス漏れを防ぐマイコンメーター

と同様に、電気火災の予防策として感震ブレーカーの普及を推進し、安全確保に努める取組が進められることになりました。

少し具体的に話しますと、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震による火災の半数以上を電気による原因の火災と認めております。地震による停電後の不在時に通電した際、火災が発生した例もあります。特に、木造密集市街地等の延焼火災の可能性が高い地域においては、火災の危険性が特に高い。

そして、感震ブレーカーの設置など地震火災対策として、住まいの耐震化、家具の転倒防止対策、燃えやすい物を燃焼器具の近くに置かないなどの方法があり、その中の一つとして感震ブレーカーがある。

感震ブレーカーの設置による地震火災の予防効果、地震時の電気火災の主なケースとして、住宅地に揺れが発生し、使用中の熱源機器等の転倒、可燃物の接触等により出火するケース、また、地震直後に停電し、可燃器具等によって電気が復旧したことにより、可燃物の接触等により出火するケースなどがあります。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど、電気を遮断することが有効ではありますが、大規模地震による避難時に緊迫した状況でブレーカーを自ら落とすという行為が困難な場合があり、避難行為要支援者等において、分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や外出時に地震が発生した際などに電気を遮断できない状況が起こり得ります。

感震ブレーカーは一定の地震において自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果があると言われております。

そこで、質問いたします。

感震ブレーカーの必要性和広報及び普及促進体制の構築についてお尋ねをいたします。

○議長（北崎安行君） 消防長、山田幸茂君。

○消防長（山田幸茂君） 感震ブレーカーの必要性の広報及び普及推進体制の構築についてのご質問にお答えいたします。

大規模地震の際に発生する電気火災のリスクにつきましては、地震の揺れで屋内の電気配線が傷つき、停電した状態から通電した場合に、電気配線のショート等による発火や電気ストーブ付近に散乱した可燃物が再作動した電気ストーブなどに接触し、発火するケースなどがあります。このような地震時に発生する電気火災を防止する有効な手段となるものが感

震ブレーカーです。

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知した時には、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に遮断することができる器具です。

しかしながら、感震ブレーカーの認知度が低く、また、地震時の電気火災を防止する効果があまり知られていないことから、まず、来月の市報7月号で感震ブレーカーの設置の必要性に関する周知を図り、市ホームページにおいては、地震時の電気火災の予防に関する掲載内容を充実するとともに、その他の情報媒体の活用や火災予防のイベントを通して、普及啓発に努めてまいります。

また、普及推進体制の構築につきましては、市といたしましても、大規模地震の際は、感震ブレーカーの必要性を強く感じておりますので、感震ブレーカーの設置の普及啓発を推進するため、県や他市の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら普及推進体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 再質問を少しさせていただきます。

今現在、火災警報器等は義務づけになっておりますが、感震ブレーカーはこの先どういうふうな位置づけになりますか。そして、なんか市報等で広報されると聞きましたが、その、例えば費用面とか、そういった形の分を少し説明していただければと思います。

○議長（北崎安行君） 消防長、山田幸茂君。

○消防長（山田幸茂君） 在永議員の再質問にお答えします。

まず最初の、今後どのような位置づけになるかということなんですけれども、一応、市といたしましては、予防条例において啓発をするような形の条例改正が必要となってきますので、義務という形ではなく、啓発が中心となるような形になります。

続きまして、感震ブレーカーの値段等のお話でございますけれども、感震ブレーカーにつきましては、4タイプほどございまして、まず、1つ目のタイプといたしましては、分電盤内にセンサーを搭載した分電盤内蔵タイプのもになります。これにつきましては、分電盤内部のセンサーが地震の揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断するものであります。

続きまして、2つ目として、分電盤外付けタイプ

のものがあります。これは、分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断するものですが、設置には漏電ブレーカーが設置されている場合に限られます。

3つ目として、コンセントタイプについては、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断するものです。

4つ目として、簡易タイプについては、揺れの作動やおもりの落下によりブレーカーを落として電気を遮断するものになっております。

取付費用に関しましては、分電盤内蔵タイプに係るものにつきましては、大体、設置工事費用が5万円から8万円程度。そして、分電盤外付けタイプのものにつきましては約2万円程度。コンセントタイプのものにつきましては約5,000円から2万円程度。簡易タイプのものにつきましては3,000円から4,000円程度の費用を要することとなっております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） はい、よく分かりました。義務ではなく推進事業ということで理解をしました。はい、ありがとうございます。

では、3つ目の質問に入ります。

3つ目は、デジタル技術を利用した便利で快適な行政サービスについてであります。

本年2月に、市議会総務委員会で、デジタル化による行政サービスの提供において先進的な取組を進めている鹿屋市のほうに視察に行っていました。

鹿屋市では、デジタル技術を利用し、いろんな便利な行政サービスを市民のほうに提供しています。

1つ目が、書かない市役所。

つまり、マイナンバーカードの情報を読み取ることで、よりスムーズに手続をすることができ、窓口の時間が短縮されます。

2つ目が、待たない市役所。

事前に来庁予約をして予約時間に来庁することで、スムーズに相談ができるということでもあります。と同時に、どこからでも本庁窓口混雑状況をリアルタイムで確認することができるということでもあります。

3つ目に、行かない市役所。

どこからでも24時間オンラインで、申請から支払いの決済までを行うことができます。更新した証明書が郵送で届くので、市役所に行く必要がないということでもあります。

そこでお尋ねをいたします。

豊後高田市において、そういった活動をどこまで把握されているか、今の豊後高田の状況を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼企画情報課長、丸山野幸政君。

○市参事兼企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、デジタル技術を利用した便利で快適な行政サービスについてお答えをさせていただきたいと思っております。

本市では、このデジタル技術を利用した行政サービス、いわゆる行政のDXについては、大分県と県内の市町村で設置した市町村行政DX推進会議で作成された計画に沿って取組を進めているという状況となっております。

取組の主な柱でございますが、行政手続の電子化と、それから、窓口におけるキャッシュレス化等でございます。

それぞれの取組状況をご説明させていただきます。

まず、行政手続の電子化については、国の方針である27の手続について、国のびったりサービスを活用して全ての事務が対応済みであります。代表的な手続としましては、児童手当の現況届、それから、転出届などであります。また、これに加えて、L o G o フォームという民間ソフトを利用しまして、目標に沿って各市町村で共有しながら電子化の取組を進めておりまして、令和6年度では、68の行政手続について電子化に対応させていただいているところであります。

代表的な手続としましては、子ども医療費受給資格の登録申請、それから、子育て応援誕生祝い金の申請、それから、各種検診の予約などになります。また、このほかにも各種イベント等の申込みやアンケートの回答等についても随時オンラインでできるように対応しているところでございます。

このように、手続のオンライン化を進めることで、まずは手続の段階になりますけれども、皆さんがご持ちのスマートフォンを使ってですね、ウェブ上で手続をすることで、市役所にお見えいただかなくてもいいように取組を進めているところでございます。

次に、窓口のキャッシュレス化については、現状で本市は対応しておりませんが、今年度中に一部の窓口でスタートができるように検討を進めております。既にキャッシュレス事業者と打合せは始めているんですけれども、導入にあたりましては、高価な

器具を使わずに経費が最小限で済むように、この豊後高田市の身の丈に合った方法で考えているところでございます。

議員さんからご紹介がありましたように、鹿屋市さんのようなですね、書かない、それから待たない、行かない市役所については、本市ではまだ導入していない状況であります、この中で、書かない窓口についてはですね、大分県の市町村行政DX推進会議で議論する予定と伺っております。

トータルとしましては、このデジタル技術を活用した行政DXというものは、これからも進めていかなければならないというふうに認識をしております。できることから進めていながら、各窓口担当課とも連携して調査・研究を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） はい、課長、ありがとうございました。

そこで、ちょっと再質問で聞きたいと思います。

答弁の中で、大分県と県内の市町村で設置した市町村行政DX推進会議とありましたが、その推進会議の内容を少しと、目的を教えてくださいと思います。

○議長（北崎安行君） 市参事兼企画情報課長、丸山野幸政君。

○市参事兼企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

市町村行政DX推進会議の役割と目的であります、まずは、このデジタルを活用した取組についてはですね、内容が非常に専門的で知識が必要な分野であります。それから、各市町村ごとにですね、やっぱり、そこに寄せるマンパワーというのも異なっている状況であると。こういう背景の中で、2年前、令和5年に大分県が県と県内市町村で構成された市町村行政DX推進会議というのを立ち上げたという経過となっております。

この会議では、DXの推進に向けて、様々な情報共有や協議が行われております。当初から協議をしていたことは、先ほど答弁でもお答えをさせていただきましたが、行政手続のオンライン化や窓口でのキャッシュレス化等についてであります。

加えて、今後はですね、デジタルに明るい職員を育成する必要があるということで、令和6年度には、

この会議でデジタル人材の育成についても議論が進められております。

また、デジタル分野には様々なメーカーのシステムがあるんですけど、今年度、令和7年度からは、県内の自治体でそういったものを共同で導入できるシステムなどがないか、随時検討を始める予定というふうになっております。

今後も、時代の変化や必要性に応じてですね、この県の市町村行政DX推進会議に参加する中で、本市としては様々な研究や情報共有を引き続き行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） はい、説明ありがとうございます。

今回、総務委員会で行きまして、鹿屋市では、デジタル化による行政運営の効率化を推進しております、その一環として、文書保存の紙ですね、紙をデータベース化に変更するとか、薄冊、つまり薄く整理して、書類棚が完全に整理されて、快適な職場環境にも変わっているということを伝えられました。

これは、お願いなんです、県内市議会の大半がですね、タブレットを導入しています。ペーパーレスとなっていますので、経済的な問題はあるかと思いますが、ぜひとも、本市もデジタル化推進を図っていただければなあというふうに思っております。

また、行政視察に行って、得た情報をこれからも提案できていければなあというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

6番、井ノ口憲治君の発言を許します。

6番、井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 議席番号6番、井ノ口憲治でございます。

昨年8月の台風10号により、農地及び農業用施設が甚大な被害を受け、農家の人は、来年田植えができるじゃろうかと大変心配をしています。田植えの時期を迎えたので、都甲の様子を見て回り、お話を伺いましたら、用水路の土砂を撤去してくれたので田植えができそうです。ありがとうございました、感謝の気持ちを述べられていました。

米の価格高騰が大きな社会問題になっている昨今でもございます。そこで、農地及び農業用施設の災

害復旧について、農地や農業用施設の復旧はどの程度進んでいるのかお尋ねをいたします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） 農地及び農業用施設の災害復旧状況についてお答えします。

昨年台風10号による災害対応についてですが、農地・農業用施設災害復旧事業として対応した件数は266件で、そのうち、単独災害復旧事業として対応した件数は161件、補助災害復旧事業として対応した件数は105件となっております。

まず、単独災害分については、水路や農道の土砂撤去や軽微な補修はその大半を占め、これらの復旧工事については、令和6年度中に全て完了しております。

次に、補助災害分については、昨年12月末に、農地37件、水路29件、農道13件、頭首工26件、計105件の全てについて簡素化査定を受け、その後、実施設計ができたものから、順次、農政局及び財務局との協議を行い、協議終了後、速やかに発注できるよう計画しているところでございます。

6月2日時点で、農地18件の協議が終了しましたので、現在、工事発注の手続を行っております。また、6月中に農地17件、水路16件、農道8件について協議を行う予定としており、協議終了後、直ちに発注手続に入りたいと考えております。

残る農地2件、水路13件、農道5件、頭首工26件についても順次協議を行う計画ですが、工事発注については9月以降となる見込みであることから、用水の確保ができない箇所や二次災害をもたらしかねない危険な箇所については、農政局と事前の協議を行うことによって応急措置を施すなど、できる限りの対策を講じているところでございます。所有者、耕作者の皆様には大変ご心配をおかけしておりますが、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（北崎安行君） 6番、井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） それでは、再質問をいたします。

災害に遭った農地、用水路等についてはどのように把握しているのか。また、災害の報告はいつまでにすればよいのか。また、報告の仕方を知らず報告ができなかった案件はどうなるのかお尋ねをいたします。

○議長（北崎安行君） 市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） それでは、再質問にお答えします。

まず、災害に遭った農地、用水路等については、どのように把握しているのかというご質問でございますが、被災の状況については、農地の所有者や耕作者、水路やため池等の施設の管理者、自治委員等からの報告、それに、職員によるパトロール、そういったものによって可能な限りの把握に努めておるところでございます。

次に、災害の報告はいつまでにすればよいのか、また、報告の仕方を知らず報告ができなかった案件はどうなるのかということですが、まず、国に対して災害復旧事業を申請する場合は、市は、災害の確定報告を災害発生後3週間ないし1か月以内に行う必要があるため、市に対する被災報告については、発生後、速やかにお願いたします。

この報告が遅れてしまいますと、その後の事務手続が間に合わず、復旧工事のための補助を受けることができなくなります。

市としては、そのような事案が生じることをないよう、農地や農業用施設が被災した場合の報告の仕方等について、今後、広報等を通して広く周知していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（北崎安行君） 6番、井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） はい、ありがとうございます。

農業も非常に大変な時期を迎えていますので、どうぞよろしくご尽力をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（北崎安行君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月23日まで休会とし、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、6月24日午前10時に再開し、各委員長報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、6月20日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時34分 散会

6 月 16 日

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名
する。

豊後高田市議会議長 北 崎 安 行

豊後高田市議会議員 土 谷 信 也

豊後高田市議会議員 成 重 博 文